第1部 廃棄の許可申請に係る手続き等

ここでは、海洋施設の廃棄の許可申請に必要な書類を示し、その書類において記載すべき項目、内容を解説した。

1.1 手続の全体フローと本資料で取扱う範囲

本資料で扱う範囲は、図 1の「緑色」で記した部分である。

なお、海洋施設の廃棄を実施するためには、当該手続きに加え、海洋汚染等防止法以外の法令で 定められた手続(港内工事・作業等許可、一般海域等使用許可等)も行う必要がある。

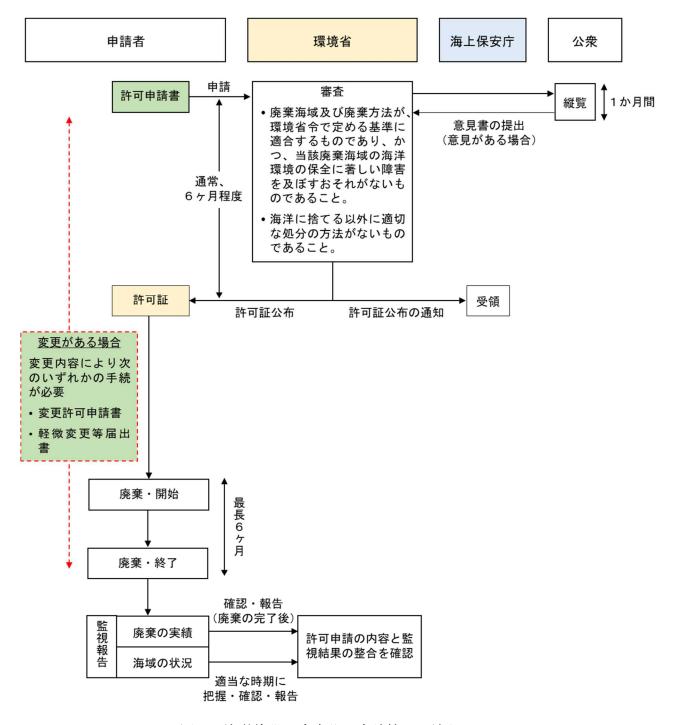


図 1 海洋施設の廃棄許可申請等の手続きフロー

1.2 提出書類一覧

● 様式第五号(海洋施設廃棄許可申請書)

様式第五号 (第十二条関係)

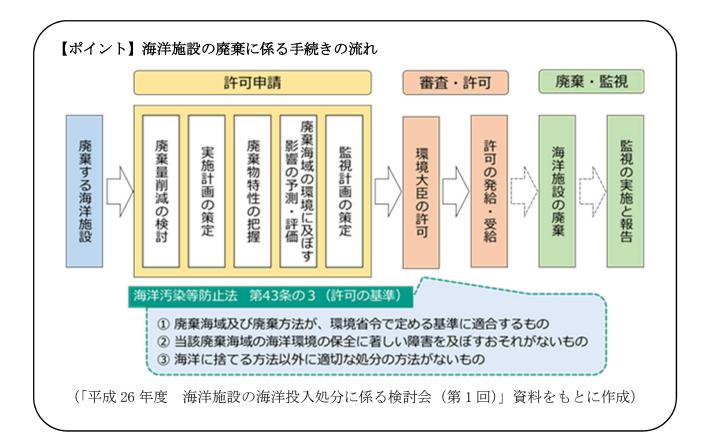
		海洋施設廃棄	許可申請書					
						年	月	日
環境大臣	殿					•		
>K 267 CP	申請	去						
		所						
	Д	: 名						
		(法人にあっ	ては名称及び	代表者の	氏名並	びに住居	斤)	
海洋汚染等及び海上災害	害の防止に関	する法律第 4	3条の2第15	頁の規定し	こより、	海洋施	設廃棄の	の許
可を受けたいので、関係	書類及び図面	iを添えて申請	します。					
^ \tag{\tag{\tag{\tag{\tag{\tag{\tag{		r aut						
△海洋に捨てようとする浴	毎牛施設の惨	送						
※計画の年月日				年	п	п		
※許可の年月日				平	月	日		
※許可番号								
△海洋施設の廃棄に関す	る実施計画	海洋施設の						
に係る事項		廃棄の時期						
		海洋施設の						
		廃棄海域						
		海洋施設の						
		廃棄方法						
△海洋施設の廃棄海域の汚	染状況の	監視の方法						
監視に関する計画に係る	事項							
		監視の頻度						
/#: ** .								
備考								
1 ※の欄には記入した		th						
2 △の欄にその記載	事項のすべて	を記載できな	いときは、同	欄に「別	紙のと:	おり」と	:記載し	/、別
紙を添付すること。								

(日本産業規格 A列4番)

(出典:

 $https://www.env.go.jp/water/var/www/html/_iq_import/water/kaiyo/ocean_disp/2hinsei/%E6%A7%98%E5%BC%8F%E7%AC%AC5%E5%8F%B7_%E6%B5%B7%E6%B4%8B%E6%96%BD%E8%A8%AD%E5%BB%83%E6%A3%84%E8%A8%B1%E5%8F%AF%E7%94%B3%E8%AB%8B%E6%9B%B8.doc)$

- 添付書類1 海洋に捨てる以外に適切な処分の方法がないものであることを説明する書類
- 添付書類 2 海洋施設を海洋に捨てることが海洋環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書類



1.3 海洋施設廃棄の許可申請書

本申請書に関する法令等の記載は、次のとおりである。

(船舶等の廃棄の規制)

第四十三条 何人も、船舶、海洋施設又は航空機(以下「船舶等」という。)を海洋に捨ててはならない。 ただし、海洋施設を次条第一項の許可を受けて捨てる場合又は遭難した船舶等であつて除去することが 困難なものを放置する場合は、この限りでない。

2 (略)

(海洋施設廃棄の許可)

- 第四十三条の二 海洋施設を海洋に捨てようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならない。
- 2 前項の許可を受けようとするときは、環境省令で定めるところにより、<u>次の事項を記載した申請書を</u> 環境大臣に提出しなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所
 - 二 海洋に捨てようとする海洋施設の概要
 - 三 当該海洋施設の廃棄に関する実施計画
 - 四 当該海洋施設の廃棄海域の汚染状況の監視に関する計画

(許可の基準)

- 第四十三条の三 環境大臣は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めると きでなければ、同項の許可をしてはならない。
 - 一 廃棄海域及び廃棄方法が、環境省令で定める基準に適合するものであり、かつ、当該廃棄海域の海 洋環境の保全に著しい障害を及ぼすおそれがないものであること。
 - 二 海洋に捨てる方法以外に適切な処分の方法がないものであること。

(準用)

第四十三条の四 第十条の六第三項から第七項まで、第十条の七、第十条の八第二項及び第十条の九から 第十条の十一までの規定は、第四十三条の二第一項の許可について準用する。この場合において、これ らの規定中「排出海域」とあるのは「廃棄海域」と、「海洋投入処分」とあるのは「廃棄」と読み替え るほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

> (海洋汚染等防止法 第43条第1項) (海洋汚染等防止法 第43条の2) (海洋汚染等防止法 第43条の3) (海洋汚染等防止法 第43条の4)

海洋汚染等防止法第43条の2第2項各号に係る記載内容については、以降詳細に説明する。

1.3.1 海洋施設廃棄の許可申請書

本申請書に関する法令等の記載は、次のとおりである。

(海洋施設廃棄の許可の申請)

第十二条 法第四十三条の二第二項の申請書は、様式第五号によるものとする。

- 2 前項の申請書に法第四十三条の二第二項第三号の海洋施設の廃棄に関する実施計画に係る事項として記載すべきものは、次のとおりとする。
 - 一 海洋施設の廃棄の時期
 - 二 海洋施設の廃棄海域
 - 三 海洋施設の廃棄方法
- 3 第一項の申請書に法第四十三条の二第二項第四号の海洋施設の廃棄海域の汚染状況の監視に関する計画に係る事項として記載すべきものは、次のとおりとする。
 - 一 監視の方法
 - 二 監視の頻度
- 4 第一項の申請書には、海洋施設の廃棄海域の位置及び範囲を示す図面を添付するものとする。

(海洋施設の廃棄海域及び廃棄方法に関する基準)

第十三条 法第四十三条の三第一号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 廃棄海域に係る基準 別表第三号中欄に掲げる海域であること。
- 二 廃棄方法に係る基準 当該海洋施設から残油その他の当該海洋施設の内部にある物が流出せず、か
 - つ、当該海洋施設の全部又は一部が浮上し、又は移動しないような方法で廃棄すること。

(許可省令 第12条)

(許可省令 第13条)

【解説】

許可申請書の様式は「様式第五号(第十二条関係)(p4)」のとおりである。項目によっては、所定の欄にすべての事項を記載することは困難であるため、様式第五号の備考2に記載のとおり、必要に応じて別紙を作成して記載する。なお、「海洋施設の廃棄海域」、「海洋施設の廃棄方法」及び「海洋施設の廃棄海域の汚染状況の監視に関する計画」(以下「監視計画」という。)については、別紙にて詳細を記載することが必要である。以降、具体的な記載内容について説明する。

なお、許可申請は、事業による洋上風力発電設備等を一体として申請を行うことが可能である。

【ポイント】海洋汚染等防止法で定める海洋施設の廃棄の規制

船舶等の廃棄の規制

海洋污染等防止法 第43条

何人も、船舶、海洋施設又は航空機(以下「船舶等」という。)を<mark>海洋に捨ててはならない</mark>。ただし、<mark>海洋施設を次条第1項の許可を受けて捨てる場合</mark>又は遭難した船舶等であつて除去することが困難なものを放置する場合は、この限りではない。

海洋施設廃棄の許可

海洋汚染等防止法 第43条の2第1項

海洋施設を海洋に捨てようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならない。

許可の基準

海洋汚染等防止法 第43条の3

環境大臣は、前条第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 1 <u>廃棄海域及び廃棄方法が、環境省令で定める基準に適合するもの</u>であり、かつ、<u>当該廃棄海域の海洋環境</u> <u>の保全に著しい障害を及ぼすおそれがないもの</u>であること。
- 2 海洋に捨てる方法以外に適切な処分の方法がないものであること。

(1) 申請者氏名

本項目に関する法令等の記載は、次のとおりである。

第2. 許可申請書の記載に当たっての留意事項

1 申請者の記載に当たっての留意事項

法第43条の2第1項の海洋施設を海洋に捨てようとする者(以下「海洋施設廃棄許可申請者」という。)は、当該海洋施設を廃棄する事業者(以下「廃棄事業者」という。)とする。

また、代理人による許可申請の場合にあっては、許可申請書に、委任状その他の代理権の範囲を明らかにする書類の写しを添付するものとする。

海洋施設廃棄許可申請者が事業者を構成員とする団体で法人格を有しないものその他の法人格を有しない社団又は財団である場合にあっては、許可申請書に、当該団体の構成員及び代表者又は管理人を記載した書類並びに規約、会則その他の当該団体の活動内容等を記載した書類を添付するものとする。

 $2 \sim 4$ (略)

(告示 第2.1)

【解説】

申請者は、海洋施設を廃棄する事業の実施主体の長(他者から受注して実施する者を除く。)である。(海洋施設の廃棄を行う船舶所有者や解体撤去工事等の受注業者ではない。)

なお、申請者が、海洋汚染等防止法第43条の4において準用される、同法第10条の7に規定する欠格条項¹に該当する場合は、同法第43条の2第1項の許可を受けることができない。

また、海洋施設を廃棄する事業の実施主体の長、組織名称の変更、住所の変更等により、許可の有効期間内に本記載項目に変更が生じた場合は、海洋汚染等防止法第43条の4において準用される、同法第10条の10第4項²及び許可省令第19条³に基づき、軽微な変更の手続が必要となる。

第十条の七 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。

第十条の十 1~3 (略)

^{1 (}許可の欠格条項)

ー この法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から一年を経過 しない者

二 第十条の十一の規定により前条第一項の許可を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者

三 法人で、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

^{2 (}変更の許可等)

⁴ 第十条の六第一項の許可を受けた者は、同条第二項第一号に掲げる事項に変更があつたとき、又は第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

^{3 (}許可を要しない海洋施設廃棄の軽微な変更)

第十九条 法第四十三条の四において準用する法第十条の十第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。

一 法第四十三条の二第二項第二号に掲げる事項に係る変更(当該変更によって海洋環境に及ぼす影響が減ぜられることとなるものを除く。)

二 第十二条第二項第一号及び第二号に掲げる事項に係る変更

三 第十二条第二項第三号に掲げる事項に係る変更(当該変更によって海洋環境に及ぼす影響が減ぜられることとなるものを除く。)

四 第十二条第三項第一号に掲げる事項に係る変更(廃棄海域の汚染状況の監視をする上で効果的であるものを除く。)

五 第十二条第三項第二号に掲げる事項に係る変更(当該変更によって監視の頻度が低くなるものに限る。)

(2) 海洋に捨てようとする海洋施設の概要

本項目に関する法令等の記載は、次のとおりである。

第2. 許可申請書の記載に当たっての留意事項

- 1 (略)
- 2 海洋に捨てようとする海洋施設の概要の記載に当たっての留意事項

法第43条の2第2項第2号に基づき許可申請書に記載する海洋に捨てようとする海洋施設の概要は、 法第18条の3に基づいてした当該海洋施設の設置の届出の内容に従い、海洋施設の名称、用途、設置位 置及び規模等を記載するものとする。

 $3 \sim 4$ (略)

(告示 第2.2)

【解説】

許可申請書には、海洋に捨てようとする海洋施設の名称、用途、設置位置及び規模等を記載し、 詳細は別途資料を作成して、許可申請書に添付する。

当該廃棄に係る具体的な内容については、1.3.2 (p 20) で後述する添付書類(海洋に捨てる以外に適切な処分の方法がないものであることを説明する書類) においても記載する必要がある。

(洋上風力の写真を挿入予定)

~海洋施設の定義~

「海洋施設」については、下記の関係法令に基づき、定義される。

(定義)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一~九 (略)

十 海洋施設 海域に設けられる工作物 (固定施設により当該工作物と陸地との間を人が往来できるもの及び専ら陸地から油、有害液体物質又は廃棄物の排出又は海底下廃棄をするため陸地に接続して設けられるものを除く。) で政令で定めるものをいう。

十一~十八 (略)

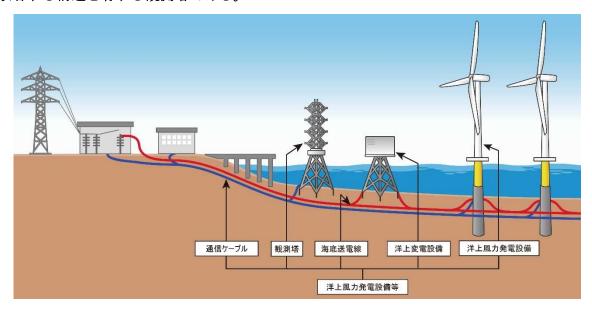
(法 第3条第10号)

(海洋施設)

- 第一条の七 法第三条第十号の政令で定める工作物は、次に掲げる工作物とする。
 - 一 人を収容することができる構造を有する工作物
 - 二 物の処理、輸送又は保管の用に供される工作物
- 2 (略)

(海洋汚染等防止法施行令 第1条の7)

なお、一般的な着床式洋上風力発電設備等の構成要素のうち、海洋汚染等防止法上の海洋施設に該当するのは、着床式洋上風力発電設備、潤滑油の漏洩の可能性がある洋上変電設備、及び人を収容する構造を有する観測塔である。



一般的な洋上風力発電設備等

(洋上風力発電設備に関する技術基準の統一的解説を参考に作成)

(3) 海洋施設の廃棄に関する実施計画に係る事項

本項目に関する法令等の記載は、次のとおりである。

第2. 許可申請書の記載に当たっての留意事項

 $1 \sim 2$ (略)

- 3 海洋施設の廃棄に関する実施計画に係る事項の記載に当たっての留意事項
- (1)海洋施設の廃棄の時期

当該海洋施設を廃止する時期及び当該海洋施設の廃棄の時期を記載するものとする。この際、廃棄の時期は最長でも6月を超えない範囲内で記載するものとする。

(2)海洋施設の廃棄海域

廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令(平成17年環境省令第28号。以下「許可省令」という。)第12条第2項第2号に基づき同省令第13条第1項の規定に従い定めた当該海洋施設の廃棄海域を、緯度及び経度により示すこと等により分かりやすく記載するものとする。なお、許可省令第12条第4項の規定に基づき、当該海洋施設の廃棄海域の位置及び範囲を示す図面を添付するものとする。

(3)海洋施設の廃棄方法

許可省令第12条第2項第3号に基づき同省令第13条第2号の規定に従いに定める採用した海洋施設の 廃棄方法について、次の1)から3)までに掲げる海洋施設の廃棄方法の区分に応じ、当該1)から3) に掲げる事項について、図面を用いるなど適宜の方法により分かりやすく記載するものとする。

1)海洋施設のうち海面上に存する主要な設備部分等(以下「上載設備等」という。)の全部及び上載設備等を支持する構造物(以下「架台等」という。)の全部又は大部分を陸上に撤去し、架台等の残部及びパイプライン等を残置する場合

この際、廃棄される海洋施設中に残油等その他の浮上する可能性のあるものが残されていないこと、 埋設等の適切な手段を講じていることから廃棄される海洋施設自体が浮上又は移動する可能性がないこと と並びに廃棄される海洋施設が船舶航行の安全の支障とならないことを示すものとする。

2)海洋施設のうち上載設備等の全部を陸上に撤去し、架台等の残部及びパイプライン等の全部又は大部分を残置せずに海洋に捨てる場合

この際、廃棄される海洋施設中に残油等その他の浮上する可能性のあるものが残されていないこと、廃棄される海洋施設の水中重量等から廃棄される海洋施設自体が浮上又は移動する可能性がないこと並びに廃棄される海洋施設が船舶航行の安全の支障とならないことを示すものとする。

3)海洋施設のうち上載設備等の全部又は一部を海洋に捨てる場合

この際、廃棄される海洋施設中に残油等その他の浮上する可能性のあるものが残されていないこと、廃棄される海洋施設の水中重量等から廃棄される海洋施設自体が浮上又は移動する可能性がないこと並びに廃棄される海洋施設が船舶航行の安全の支障とならないことを示すものとする。

なお、上載設備等の全部又は一部を撤去することが困難である理由及び廃棄される海洋施設の内容物 の漏洩等が生じないように講じた措置について示すものとする。

4 (略)

(告示 第2.3)

【解説】

1) 海洋施設の廃棄の時期

申請は廃棄ごとに行うことになるため、解体撤去工事の計画に応じて見通しを立てて、その見通 しにより予定時期を定めて廃棄の時期とする。また、この際、廃棄の時期は最長でも6か月を超え ない範囲で記載するものとする。 なお、廃棄が行われる時期は、少なくとも解体撤去工事が終わった後になると考えられる。また、 実際の解体撤去工事の時期は、その計画時期より前後する可能性がある。

このため、「海洋に捨てる」場合は、解体撤去工事終了予定日から、廃棄に係る工事終了予定日までを廃棄の時期として記載する。

「残置する」場合については、解体撤去工事終了予定日から 6 か月後までを廃棄の時期として記載する。

なお、実際の撤去及び廃棄に係る工事終了日は、その計画時期より前後する見通しを立てた上で、 工事終了予定日を設定する。解体撤去工事解体撤去工事解体撤去工事

2) 海洋施設の廃棄海域

許可申請書には「IV海域」、「廃棄海域の緯度・経度」等を記載し、詳細は別紙に記載する。

海洋施設を廃棄できる海域は、許可省令第13条で規定されているとおり「IV海域」(水産動植物の生育環境その他の海洋環境の保全上支障があると認めて環境大臣が指定する海域を除く全ての海域)であるため、その旨記載するとともに、緯度・経度等により具体的に廃棄海域が分かるように説明する。

(海洋施設の廃棄海域及び廃棄方法に関する基準)

第十三条 法第四十三条の三第一号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 廃棄海域に係る基準 別表第三号中欄に掲げる海域であること。
- 二 (略)

別表(第六条、第十一条、第十三条関係)(第六条関係)

廃棄物	排出海域	排出方法
一 (略)	(略)	(略)
二 (略)	(略)	(略)
三 法第十条第二項第五号ロの政令で定める基準に適合する水底土砂	IV 海域	第一号下欄ハに掲げる要件に適合する排出 方法により排出すること。

備考

一~二 (略)

三 この表において「IV海域」とは、すべての海域(本邦の領海の基線からその外側五十海里の線を超えない海域のうち水産動植物の生育環境その他の海洋環境の保全上支障があると認めて環境大臣が指定する海域を除く。)をいう。

(許可省令 第13条第1項) (許可省令 別表) 廃棄海域の範囲は、風や海流により解体撤去工事に係る船が移動することも考慮した範囲とする ことが必要である。

併せて、自ら又は他の申請者の廃棄海域、影響想定海域と当該申請における位置関係の図面を添付する。

なお、許可省令第 12 条第 4 項にあるとおり、別紙である実施計画とは別に、海洋施設の廃棄海域の位置及び範囲を示す図面を申請書に添付すること。

【ポイント】廃棄海域に係る記載について

- 廃棄海域が「W海域」となっているか。
- ・ 緯度・経度等により、廃棄海域がわかりやすく記載されているか。

3) 海洋施設の廃棄方法

海洋施設の廃棄方法は、許可省令第 13 条第 2 項において「廃棄方法に係る基準 当該海洋施設 から残油その他の当該海洋施設の内部にある物が流出せず、かつ、当該海洋施設の全部又は一部が 浮上し、又は移動しないような方法で廃棄すること。」と規定されているため、許可申請書にはその 旨記載する。また、この規定に従い採用された次の(1)から(3)の廃棄方法の区分より、計画 した廃棄方法の区分について、図面を用いるなど適宜の方法により、具体的に示すこと。

廃棄方法の区分の例については、1.3.3 (p 25) で後述する。

(1)海洋施設のうち海面上に存する主要な設備部分等(以下「上載設備等」という。)の全部及び上載設備等を支持する構造物(以下「架台等」という。)の全部又は大部分を陸上に撤去し、架台等の残部及びパイプライン等を残置する場合

この廃棄方法を実施する場合、下記3点を満たすことを添付書類で説明する必要がある。

- ・ 廃棄される海洋施設中に残油等その他の浮上する可能性のあるものが残されていないこと
- ・ 埋設等の適切な手段を講じていることから廃棄される海洋施設自体が浮上又は移動する可能性がないこと
- ・廃棄される海洋施設が船舶航行の安全の支障とならないこと

(2)海洋施設のうち上載設備等の全部を陸上に撤去し、架台等の残部及びパイプライン等の全部又は大部分を残置せずに海洋に捨てる場合

この廃棄方法を実施する場合、下記3点を満たすことを添付書類で説明する必要がある。

- ・ 廃棄される海洋施設中に残油等その他の浮上する可能性のあるものが残されていないこと
- ・ 廃棄される海洋施設の水中重量等から廃棄される海洋施設自体が浮上又は移動する可能性 がないこと
- ・ 廃棄される海洋施設が船舶航行の安全の支障とならないこと

(3)海洋施設のうち上載設備等の全部又は一部を海洋に捨てる場合

この廃棄方法を実施する場合、下記3点を満たすことを添付書類で説明する必要がある。

- ・ 廃棄される海洋施設中に残油等その他の浮上する可能性のあるものが残されていないこと
- ・ 廃棄される海洋施設の水中重量等から廃棄される海洋施設自体が浮上又は移動する可能性 がないこと
- ・ 廃棄される海洋施設が船舶航行の安全の支障とならないこと

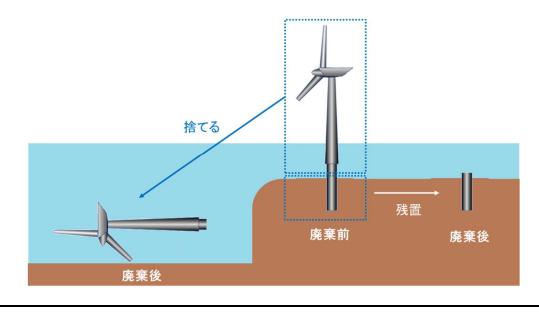
なお、上載設備等の全部又は一部を撤去することが困難である理由及び廃棄される海洋施設の 内容物の漏洩等が生じないように講じた措置についても説明する必要がある。

~「残置」と「捨てる」の違い~

海洋汚染等防止法における「廃棄」と「捨てる」は、いずれも残置を含む海洋への廃棄全般をいう。

告示における「**残置**」とは、既存の場所から動かさずに廃棄することをいう。また、「**捨てる**」とは、既存の場所から撤去して、別の場所に廃棄することをいう。

なお、告示において、一部海洋汚染等防止法に準じた部分の用法では、これと同様に解釈する。



(4) 海洋施設の廃棄海域の汚染状況の監視に関する計画に係る事項

本項目に関する法令等の記載は、次のとおりである。

第2. 許可申請書の記載に当たっての留意事項

 $1 \sim 3$ (略)

- 4 海洋施設の廃棄海域の汚染状況の監視に関する計画に係る事項の記載に当たっての留意事項
- (1) 監視項目及び監視の方法

第4. 1に定めるところにより、監視項目及び当該監視項目に係る監視の方法について記載するものとする。また、監視項目は、次の1)及び2)に掲げる事項とする。

- 1)海洋施設廃棄の実施状況に関する事項
 - ①廃棄される海洋施設の量の実績
 - ②実際に廃棄を実施した時期(年月日又は期間)
- 2)海域の汚染状況に関する事項
- (2) 監視の実施時期及び実施頻度

第4.2に定めるところにより、監視項目ごとに監視の実施時期及び実施頻度について記載するものとする。

第3.(略)

- 第4. 廃棄海域の汚染状況の監視に関する留意事項
- 1 監視項目に係る監視の方法について

監視項目に係る監視の方法は、次の(1)から(3)までに掲げる海洋施設の廃棄方法の区分に応じ、 当該(1)から(3)までに掲げるとおりとする。

- (1)海洋施設のうち上載設備等の全部及び架台等の全部又は大部分を陸上に撤去し、架台等の残部及び パイプライン等を残置する場合
 - 1) 廃棄の実施状況に関する事項の確認に係る監視方法について

当該海洋施設の廃棄に係る作業の記録等に基づき、次に掲げる点について記載することとする。

- ・ 廃棄される海洋施設の量の実績
- ・ 実際に廃棄を実施した時期(年月日又は期間)
- 2)海域の状況に係る監視方法について

事前評価を実施する際に設定し現況の把握を行った海洋環境影響調査項目に関し、当該把握した現況からの変化が生じているか否かについて、例えば、次に掲げるところにより変化の程度を確認するものとする。

- ・ 廃棄海域に係る状況の目視、カメラによる撮影その他の方法による確認
- ・ 海洋環境影響調査項目の現況を把握する際に用いた資料の継続的な収集
- ・ 専門家その他の知見を有する者からの聴取
- (2)海洋施設のうち上載設備等の全部を陸上に撤去し、架台等の残部及びパイプライン等の全部又は大部分を残置せずに海洋に捨てる場合
 - 1) 廃棄の実施状況に関する事項の確認に係る監視方法について

当該海洋施設の廃棄に係る作業の記録等に基づき、次に掲げる点について記載することとする。

- ・ 廃棄される海洋施設の量の実績
- ・ 実際に廃棄を実施した時期(年月日又は期間)
- 2)海域の状況に係る監視方法について

事前評価を実施する際に設定し現況の把握を行った海洋環境影響調査項目に関し、当該把握した現況 からの変化が生じているか否かについて、例えば、次に掲げるところにより変化の程度を確認するもの とする。

- ・ 海底の変化、底生生物や付着生物の存在状況等の目視、カメラによる撮影その他の方法による確認
- ・ 海洋環境影響調査項目の現況を把握する際に用いた資料の継続的な収集
- ・ 海水、堆積物、底生生物その他の試料の採取による確認
- ・ 専門家その他の知見を有する者からの聴取

(3) 海洋施設のうち上載設備等の全部又は一部を海洋に捨てる場合

1) 廃棄の実施状況に関する事項の確認に係る監視方法について

当該海洋施設の廃棄に係る作業の記録等に基づき、次に掲げる点について記載することとする。

- ・ 廃棄される海洋施設の量の実績
- ・ 実際に廃棄を実施した時期(年月日又は期間)
- 2)海域の状況に係る監視方法について

事前評価を実施する際に設定し現況の把握を行った海洋環境影響調査項目に関し、当該把握した現況から変化が生じているか否かについて、例えば、次に掲げるところにより変化の程度を確認するものとする。

- ・ 海底の変化、底生生物や付着生物の存在状況等の目視、カメラによる撮影その他の方法による確認
- ・ 海洋環境影響調査項目の現況を把握する際に用いた資料の継続的な収集
- ・ 海水、堆積物、底生生物その他の試料の採取による確認
- ・ 専門家その他の知見を有する者からの聴取

2 監視の実施時期について

監視項目に係る監視の実施時期は、次の(1)から(3)までに掲げる海洋施設の廃棄方法の区分に応じ、当該(1)から(3)までに掲げるとおりとする。

- (1)海洋施設のうち上載設備等の全部及び架台等の全部又は大部分を陸上に撤去し、架台等の残部及び パイプライン等を残置する場合
 - 1) 廃棄の実施に関する事項の確認に係る監視の実施時期について 当該海洋施設の廃棄の完了後、遅滞なく確認するものとする。
 - 2) 海域の状況に係る監視の実施時期について
 - ①当該海洋施設の設置後 20 年以上経過してから廃棄される場合にあっては、廃棄後3年目(又は4年目以降の適切な時期)に監視を実施することを原則とする。
 - ②当該海洋施設の設置後 20 年以上を経過せずに廃棄されるものにあっては、設置時の設計条件(耐久性等)を明らかにした上で、環境上の問題を生じていないとするに適切な廃棄後の時期に監視を実施することを原則とする。
 - ③当該海洋施設の設置以降、経時的に当該海洋施設の状態及び海洋環境の状況について情報が得られている場合にあっては、それらを活用して適切な監視時期を定めることができるものとする。
 - 3) 監視結果の報告の時期について

監視を実施した後、その結果を遅滞なく報告するものとする。

(2)海洋施設のうち上載設備等の全部を陸上に撤去し、架台等の残部及びパイプライン等の全部又は大部分を残置せずに海洋に捨てる場合

- 1) 廃棄の実施に関する事項の確認に係る監視の実施時期について 当該海洋施設の廃棄の完了後、遅滞なく確認するものとする。
- 2)海域の状況に係る監視の実施時期について
 - ①事前評価において環境への影響が最大となると想定される時期あるいは物理的な変化が安定すると想定される時期に監視を実施することを原則とする。
 - ②影響の程度が極めて小さく、廃棄後速やかに変化が安定すると想定される場合には、原則として廃棄後3年目(又は4年目以降の適切な時期)に監視を実施するものとする。
- 3) 監視結果の報告の時期について

監視を実施した後、その結果を遅滞なく報告するものとする。

(3) 海洋施設のうち上載設備等の全部又は一部を海洋に捨てる場合

- 1) 廃棄の実施に関する事項の確認に係る監視の実施時期について 当該海洋施設の廃棄の完了後、遅滞なく確認するものとする。
- 2)海域の状況に係る監視の実施時期について
 - ①事前評価において環境への影響が最大となると想定される時期あるいは物理的な変化が安定する と想定される時期に監視を実施することを原則とする。
 - ②影響の程度が極めて小さく、廃棄後速やかに変化が安定すると想定される場合には、廃棄後3年目 (又は4年目以降の適切な時期) に監視を実施することを原則とする。
 - ③上載設備等の施設又は機材の内容物の性状(特に分解速度及び半減期など)に基づき、有害性が疑われる期間中は経年的に監視を実施することを基本とする。
- 3) 監視結果の報告の時期について

監視を実施した後、その結果を遅滞なく報告するものとする。

(告示 第2.4、第4)

【解説】

1) 監視項目及び監視の方法

申請者は、告示に基づき、監視項目及び監視の方法を監視計画に記載する。その際、実施する廃棄方法の区分(1)~(3)に応じて、監視項目及び監視の方法が異なる場合があることに注意する

廃棄方法の区分の例については、1.3.3 (p 25) で後述する。

① 監視計画における廃棄の実施状況に関する監視項目及び監視方法の記載について

監視計画には、次の a・b を項目とし、当該海洋施設の廃棄に係る作業の記録等に基づき監視を実施する旨を記載する。

いずれの項目も、告示の(1)から(3)のすべての廃棄方法に共通である。

- a 廃棄される海洋施設の量の実績について
- b 実際に廃棄を実施した時期(年月日又は期間)について

② 監視計画における海域の状況に係る監視項目及び監視方法の記載について

監視計画には、告示に従い、事前評価の際に設定し現況の把握を行った海洋環境影響調査項目 (以下「調査項目」という。)に関し、原則として事前評価の場合と同様の方法で実施する旨記載 する。

その際、各調査項目について具体的な監視方法(現地調査であれば調査方法等の具体的計画、 既存資料調査であれば対象とする資料名等)を記載する。

告示における監視方法の例は、下記のとおり、廃棄方法の区分によって異なる。申請者は、実施する廃棄方法の区分に応じて、適切な監視方法を選択する。

- (1)海洋施設のうち上載設備等の全部及び架台等の全部又は大部分を陸上に撤去し、架台等 の残部及びパイプライン等を残置する場合
 - ・ 廃棄海域に係る状況の目視、カメラによる撮影その他の方法による確認
 - ・ 海洋環境影響調査項目の現況を把握する際に用いた資料の継続的な収集
 - ・ 専門家その他の知見を有する者からの聴取
- (2)海洋施設のうち上載設備等の全部を陸上に撤去し、架台等の残部及びパイプライン等の 全部又は大部分を残置せずに海洋に捨てる場合、あるいは
- (3)海洋施設のうち上載設備等の全部又は一部を海洋に捨てる場合
 - ・ 海底の変化、底生生物や付着生物の存在状況等の目視、カメラによる撮影その他の方法に よる確認
 - ・ 海洋環境影響調査項目の現況を把握する際に用いた資料の継続的な収集
 - ・ 海水、堆積物、底生生物その他の試料の採取による確認
 - ・ 専門家その他の知見を有する者からの聴取

2) 監視の実施時期及び実施頻度

申請者は、告示に基づき、廃棄の実施に関する事項の確認に係る監視、海域の状況に係る監視、 監視計画の報告について、それぞれ実施時期及び頻度を監視計画に記載する。その際、実施する廃 棄方法の区分(1)~(3)に応じて、実施時期及び頻度が異なる場合があることに注意する。

廃棄方法の区分の例については、1.3.3 (p 25) で後述する。

① 廃棄の実施に関する事項の確認に係る監視の実施時期について

廃棄の実施に関する事項の確認は、海洋施設の廃棄の完了後、遅滞なく確認する。この実施時期は、告示の(1)から(3)のすべての廃棄方法に共通である。

② 海域の状況に係る監視の実施時期について

海域の状況に係る監視の実施時期は、告示の(1)から(3)の廃棄方法の区分に応じ、次の とおり適切な時期に実施する。

- (1)海洋施設のうち上載設備等の全部及び架台等の全部又は大部分を陸上に撤去し、架台等 の残部及びパイプライン等を残置する場合
 - ・ 当該海洋施設の設置後 20 年以上経過してから廃棄される場合にあっては、<u>廃棄後3年目</u> (又は4年目以降の適切な時期) に監視を実施することを原則とする。
 - ・ 当該海洋施設の設置後 20 年以上を経過せずに廃棄されるものにあっては、<u>設置時の設計</u> 条件(耐久性等)を明らかにした上で、環境上の問題を生じていないとするに適切な廃棄 後の時期に監視を実施することを原則とする。
 - ・ 当該海洋施設の設置以降、経時的に当該海洋施設の状態及び海洋環境の状況について情報が得られている場合にあっては、それらを活用して適切な監視時期を定めることができるものとする。
- (2)海洋施設のうち上載設備等の全部を陸上に撤去し、架台等の残部及びパイプライン等の 全部又は大部分を残置せずに海洋に捨てる場合
 - ・ <u>事前評価において環境への影響が最大となると想定される時期あるいは物理的な変化が</u> <u>安定すると想定される時期</u>に監視を実施することを原則とする。
 - ・ 影響の程度が極めて小さく、廃棄後速やかに変化が安定すると想定される場合には、<u>原則</u> として廃棄後3年目(又は4年目以降の適切な時期)に監視を実施するものとする。

(3)海洋施設のうち上載設備等の全部又は一部を海洋に捨てる場合

- ・<u>事前評価において環境への影響が最大となると想定される時期あるいは物理的な変化が安</u> 定すると想定される時期に監視を実施することを原則とする。
- ・影響の程度が極めて小さく、廃棄後速やかに変化が安定すると想定される場合には、<u>廃棄</u> 後3年目(又は4年目以降の適切な時期)に監視を実施することを原則とする。
- ・ 上載設備等の施設又は機材の内容物の性状(特に分解速度及び半減期など)に基づき、有 害性が疑われる期間中は経年的に監視を実施することを基本とする。

③ 監視結果の報告の時期について

監視結果については、監視を実施した後、遅滞なく報告する。

この報告の時期は、告示の(1)から(3)のすべての廃棄方法に共通である。

1.3.2 海洋に捨てる以外に適切な処分の方法がないものであることを説明する書類

本書類に関する法令等の記載は、次のとおりである。

(海洋施設廃棄の許可申請書の添付書類)

第十五条 法第四十三条の四において準用する法第十条の六第三項の環境省令で定める書類は、当該海洋 施設が海洋に捨てる方法以外に適切な処分の方法がないものであることを説明する書類とする。

(許可省令 第15条)

第3. 許可申請書の添付書類の記載に当たっての留意事項

1 海洋に捨てる以外に適切な処分の方法がないものであることを説明する書類の記載における留意事項 当該書類には、海洋に捨てる以外に適切な処分の方法がないものであることを明らかにするため、次の (1)及び(2)に掲げる事項を記載するものとする。この際、廃棄される海洋施設の量の最小化(上載 設備等の再利用及び陸上での処分等を含む。)を図っていることを記載するものとする。

なお、海洋施設の全部又は一部を海洋に捨てる場合には、海洋に捨てる場合及び陸上に撤去する場合の海洋環境への影響を定性的に比較し、海洋に捨てる場合のほうが海洋環境保全の見地からより適切であることを記載するものとする。

(1) 廃棄される海洋施設の量の最小化に関する取組

廃棄される海洋施設の有効利用(再資源化等及び再活用を含む。)等、上載設備等、架台等及びパイプライン等の撤去される海洋施設全体に関し、廃棄される海洋施設の量を削減するための取組について記載するものとする。また、当該取組による廃棄される海洋施設の量の削減効果が分かるように記載するものとする。国内外で実用化されている既知の海洋施設の有効利用等に関する技術又は手法(以下「有効利用技術等」という。)又は申請している許可期間内に実用化が見込まれる有効利用技術等がある場合において、これらを採用することができないときは、その理由についても記載するものとする。

(2) 廃棄される海洋施設の量の見通し等

(1) の取組の結果を踏まえ、廃棄される海洋施設の有効利用等を最大限行っても海洋に捨てざるを得ない量を記載するものとする。

2 (略)

(告示 第3.1)

【解説】

本書類は、許可申請書に「添付書類-1」として添付するものとする。

海洋汚染等防止法は海洋環境の保全等を目的としており、海洋への廃棄物の廃棄を原則禁止しているが、一部の海洋施設等については廃棄の検討を可能としている。海洋施設については、法第43条の3第1項に規定する許可基準に適合している場合のみ、環境大臣の許可を受けた上で、廃棄の実施が可能となっている。

(海洋汚染等及び海上災害の防止)

第二条 何人も、船舶、海洋施設又は航空機からの油、有害液体物質等又は廃棄物の排出、船舶からの有害水バラストの排出、油、有害液体物質等又は廃棄物の海底下廃棄、船舶からの排出ガスの放出その他の行為により海洋汚染等をしないように努めなければならない。

2 (略)

(船舶等の廃棄の規制)

第四十三条 何人も、船舶、海洋施設又は航空機(以下「船舶等」という。)を海洋に捨ててはならない。 ただし、海洋施設を次条第一項の許可を受けて捨てる場合又は遭難した船舶等であつて除去することが 困難なものを放置する場合は、この限りでない。

2 (略)

(許可の基準)

- 第四十三条の三 環境大臣は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めると きでなければ、同項の許可をしてはならない。
 - 一 廃棄海域及び廃棄方法が、環境省令で定める基準に適合するものであり、かつ、当該廃棄海域の海 洋環境の保全に著しい障害を及ぼすおそれがないものであること。
 - 二 海洋に捨てる方法以外に適切な処分の方法がないものであること。

(海洋汚染等防止法 第2条第1項、第43条第1項、第43条の3)

環境大臣の許可に当たっては、海洋汚染等防止法第 43 条の3において許可の基準が規定されており、同条に基づき、海洋施設の廃棄の許可申請を行う者は、「廃棄される海洋施設の量の最小化」及び「廃棄量の削減(有効利用及び陸上処分)」の各取組を最大限行った結果、廃棄しようとする海洋施設が、真に海洋に捨てる方法以外に適切な処分の方法がないものであること、つまり、海洋に捨てる方法が陸上処分等その他の処分方法に比べて最も合理的で適切な処分方法であることを説明しなければならない。

なお、海洋施設の全部又は一部を海洋に捨てる場合には、海洋に捨てる場合及び陸上に撤去する場合の海洋環境への影響を定性的に比較し、海洋に捨てる場合のほうが海洋環境保全の見地からより適切であることを記載する必要がある。

海洋施設について、法第 43 条の 3 第 1 項第 2 号の「海洋に捨てる方法以外に適切な処分の方法 がないものであること。」を説明するにあたって示すべき事項は以下のとおり。

(1) 廃棄される海洋施設の量の最小化に関する取組(図2)

申請者は、廃棄する海洋施設の量の最小化に関する取組として、有効利用及び海洋に捨てる以外の方法について検討した上で、廃棄する海洋施設が必要最小限度の量であることについて記載する。また、有効利用されるものの割合及び海洋に捨てる以外の方法により処分されるものの割合についても記載する。

有効利用ができないもの及び海洋に捨てる以外の方法による処分ができないものについては、その理由についても記載する。

具体的には以下のとおり。

○廃棄に先立ち行われる解体撤去工事の計画の妥当性

廃棄される海洋施設の量が最小化されている解体撤去工事の計画であることを記載する。(法 線、断面等の図面を示し、工事計画に無駄がないことを説明すること)

その際、撤去方法や切断方法及びその方法を選択した理由についても記載する。

○廃棄量の削減

廃棄量を削減するため、有効利用、陸上処分等、海洋に捨てる以外による適正な処分方法について、複数の自治体等に確認し、最大限海洋に捨てる以外の方法により処分する。

各取組を行った上で、なお海洋に捨てる以外に適切な処分の方法がない場合においては、具体的な理由を記載する。記載に当たっては、確認を行った自治体等の名称、有効利用に当たっては事業名、処分場に当たっては処分場名称等を記載する。また、各取組における廃棄量及び発生量に占める割合を示すこと。

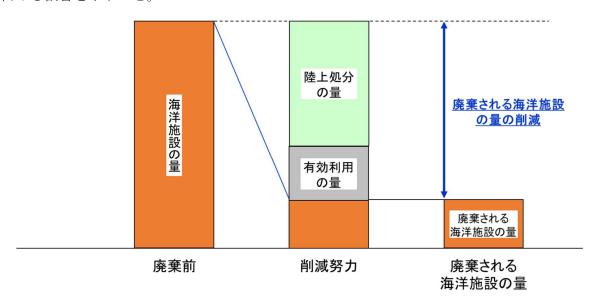


図 2 廃棄される海洋施設の最小化努力の工程(例)

○陸上処分

陸上処分とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)の規制の下、適正に処分することをいう。

○有効利用

有効利用とは、人が占有の意思を放棄したと判断できない物であって、客観的に見て十分な管理の下、積極的に利用されることをいう。

~有効利用の該当性について~

海洋汚染等防止法第3条第6号において、廃棄物とは「人が不要とした物(油及び有害液体物質等を除く。)をいう。」と定めており、有効利用を目的とした物であれば人が不要とした物ではなく、海洋汚染等防止法で規定する廃棄物に該当しない。有効利用は、「海洋汚染防止法の施行について(通達)」(昭和47年9月6日官安第289号)で示している基本的な考え方に基づき、その目的、材料としての適正及び管理方法等を明確にした上で行われることが必要である。

一 用語の意義について

(一) (略)

(二) 廃棄物

- ((イ)) 廃棄物とは、法第三条第二号に規定しているように「人が不要とした物(油を除く。)」をいう。
- ((ロ)) 「人が不要とした」とは、人が占有の意志を放棄し、かつその所持から離脱せ しめることをいう。したがつて法でいう廃棄物は、例えば、「汚物=廃棄物」というよ うに物の属性として本来的に定まつているものではなく、当該排出の時点において当 該物が不要物としての性格を有していることが客観的に判断されるかどうかによつ て個別的に定まるものである。

((ハ))・((二))(略)

 (Ξ) ~(六) (略)

二 (略)

(「海洋汚染防止法の施行について(通達)」(昭和47年9月6日官安第289号)より抜粋)

(2) 廃棄される海洋施設の量の見通し等

(1)の記載を踏まえ、廃棄される海洋施設の有効利用等を最大限行っても海洋に捨てざるを得ない量を記載するものとする。

【ポイント】海洋に捨てる以外に適切な処分の方法がないものであることを説明する書類の 記載について

- ・ 海洋に捨てる以外に適切な処分の方法がないことを検討し、その詳細について記載しているか。
- ・ 陸上処分の可能性を検討し、その詳細について記載しているか。
- 有効利用を検討し、その詳細について記載しているか。

1.3.3 海洋施設を海洋に捨てることが海洋環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書類(事前評価書)

本書類に関する法令等の記載は、次のとおりである。

(海洋施設の廃棄をすることが海洋環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書類)

- 第十四条 法第四十三条の四において準用する法第十条の六第三項に規定する海洋施設の廃棄をすること が海洋環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書類には、次 に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 環境の構成要素に係る項目のうち、廃棄をしようとする海洋施設の概要を勘案し、当該海洋施設の 廃棄をすることにより影響を受けるおそれがあるもの(以下この条において「事前評価項目」とい う。)
 - 二 事前評価項目のうち、当該海洋施設の概要及び廃棄海域の状況を勘案し、当該海洋施設の廃棄をすることが海洋環境に及ぼす影響についての調査を行ったもの(以下この条において「海洋環境影響調査項目」という。)
 - 三 海洋環境影響調査項目の現況及びその把握の方法
 - 四 当該海洋施設の廃棄をすることが海洋環境に及ぼす影響の程度を予測するために把握した海象、気象その他の自然的条件の現況及びその把握の方法
 - 五 当該海洋施設の廃棄をすることにより予測される海洋環境影響調査項目に係る変化の程度及び当該 変化の及ぶ範囲並びにその予測の方法
 - 六 当該海洋施設の廃棄をすることが海洋環境に及ぼす影響の程度の分析及びこれに基づく事前評価の 結果
 - 七 その他当該海洋施設の廃棄をすることが海洋環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前 評価に関して参考となる事項

(許可省令 第14条)

【解説】

本書類は、許可申請書に「添付書類-2」として添付するものとする。

事前評価書は、行おうとする廃棄海洋投入処分が、許可の基準のひとつである「当該廃棄海域の海洋環境の保全に著しい障害を及ぼすおそれがないものであること。」に適合していることを説明するための書類である。

具体的には、「1.3.1 (2) 海洋に捨てようとする海洋施設の概要」(p 9)及び「1.3.1 (3) 海洋施設の廃棄に関する実施計画に係る事項」(p 11) (廃棄の時期、廃棄海域、廃棄方法)に基づき、廃棄しようとする海洋施設の特性及び廃棄海域周辺の状況を把握した上で、海洋施設の廃棄が海洋環境に及ぼす影響を予測、評価する。なお、「1.3.1 (4) 海洋施設の廃棄海域の汚染状況の監視に関する計画に係る事項」(p 15)における海域の状況の監視は、この事前評価書における事前評価項目 (詳細は後述する)に基づいて作成する。

告示に基づき、事前評価書への記載事項は廃棄方法の区分によって異なる。次項より、廃棄方法の区分別に、事前評価書の記載内容について説明する。

【ポイント】事前評価書の記載について

- ・ 廃棄海域及び廃棄方法が、当該廃棄海域の海洋環境の保全に著しい障害を及ぼすおそれが ないものであることを説明しているか。
- ・ 廃棄するものに有害物が含まれていないことを説明しているか。
- ・ 廃棄により想定される影響について説明しているか。

(1) 海洋施設のうち海面上に存する主要な設備部分等(以下「上載設備等」という。)の全部及び 上載設備等を支持する構造物(以下「架台等」という。)の全部又は大部分を陸上に撤去し、 架台等の残部及びパイプライン等を残置する場合

本区分は、上載設備等の全部及び架台等の全部又は大部分については、陸上へ運搬して処分し、 架台等の残部及びパイプライン等を残置する廃棄方法である。

本区分で海洋施設を廃棄する場合の事前評価書への記載事項は、次のとおりである。

第3. 許可申請書の添付書類の記載に当たっての留意事項

1 (略)

2 海洋施設を海洋に捨てることが海洋環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書類(以下「事前評価書」という。)の記載に当たっての留意事項

事前評価書には、海洋施設を海洋に捨てることが海洋環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく 事前評価(以下「事前評価」という。)を実施し、その結果を踏まえ、次の(1)から(3)までに掲げる 海洋施設の廃棄方法の区分に応じ、当該(1)から(3)までに掲げる事項について記載するものとする。

- (1)海洋施設のうち上載設備等の全部及び架台等の全部又は大部分を陸上に撤去し、架台等の残部及び パイプライン等を残置する場合
 - 1) 廃棄される海洋施設の特性
 - ①海洋施設の特性に関し把握すべき情報

海洋施設の特性に関し、次のアからオまでに掲げる情報を把握するものとする。

- ア 当該海洋施設の主要な材質及び構造、塗装、防食陽極等
- イ 当該海洋施設の大きさ(径、長さ、容積、重量等)
- ウ 当該海洋施設を廃棄する際の状態(密閉方法、固定の状態、残置パイルの打ち込みの深さ等)
- エ 当該海洋施設の廃棄後に浮遊又は移動を生じさせないための措置及び根拠等
- オ 当該海洋施設の運用期間中に生じた事象

②把握の方法

①の情報については、海洋施設廃棄許可申請者が有する知見、最新の調査研究の成果その他の資料を収集することにより把握することを基本とし、必要に応じ、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者から聴取し、又は当該海洋施設に係る試料の分析等を行うことにより把握するものとする。

③廃棄される海洋施設の特性の総括

事前評価書には、①のアからオまでに掲げる情報を把握した結果をそれぞれ記載するとともに、 これらの情報に基づき、廃棄される海洋施設の特性を総括し、記載するものとする。

2) 事前評価項目

海洋施設の特性並びに許可省令第13条において規定する廃棄海域及び廃棄方法に関する基準にかんがみ、次の①及び②に掲げる項目を事前評価項目とし、事前評価書に記載するものとする。

①生態系

- ・ 藻場、干潟、サンゴ群落その他の脆弱な生態系の状態
- ・ 重要な生物種の産卵場又は生育場その他の海洋生物の生息又は生育にとって重要な海域の状態
- ・ 熱水生態系その他の特殊な生態系の状態

②海洋の利用

- 海水浴場その他の海洋レクリエーションの場としての利用状況
- ・ 海中公園(自然公園法(昭和32年法律第161号)第24条第1項に基づき指定された海中公園地区をいう。以下同じ)その他の自然環境の保全を目的として設定された区域としての利用状況
- ・ 漁場としての利用状況
- ・ 主要な航路としての利用状況
- ・ 海底ケーブルの敷設、海底資源の探査又は掘削その他の海底の利用状況

3) 事前評価の実施

事前評価の実施に当たっては、次の①から⑤までの項目ごとに、当該①から⑤までに掲げる事項について記載するものとする。

①海洋環境影響調査項目の設定

海洋環境影響調査項目は、2) に掲げる事前評価項目と同様とし、事前評価書に記載するものと する。

②自然的条件の現況の把握

ア 海洋施設の廃棄海域及びその周辺の海域において、海洋環境に及ぼす影響の事前評価をする上で必要な次に掲げる自然的条件の現況を把握し、その結果を事前評価書に記載するものとする。

- 水深
- ・ 気象及び海象
- イ アの自然的条件の現況に関する情報については、事業者の有する資料、国、地方公共団体その他の機関が有する調査研究の成果その他の資料の収集、既往の海洋施設廃棄の事例の引用又は近傍の海域で行われた他の環境影響評価(法第43条の4において準用する同法第10条の6第3項に基づく環境影響評価を含む。以下同じ。)において用いられた資料の引用を基本とし、必要に応じ、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者から聴取することにより把握するものとする。

なお、自然的条件の現況に関する情報に制約がある場合は、対象となる海域と類似性のある 海域に関する情報に基づき対象となる海域における自然的条件の現況を推定することができる ものとする。

③海洋環境影響調査項目の現況の把握

- ア 海洋環境影響調査項目に関し海洋施設廃棄の影響が及ぶと予測される海域(以下「影響想定海域」という。)は廃棄海域とし、その近傍の適切な範囲での環境の現況を把握する。
- イ 各海洋環境影響調査項目について、次の a から c までに掲げるところにより現況を把握し、その 結果を事前評価書に記載するものとする。
 - a 廃棄される海洋施設の現況調査の方法

海洋施設のうち、残置する部分の現況について把握するものとする。この際、解体撤去工事時における記録等の事業者が既に有する情報によることを基本とし、必要に応じて現地調査等を実施して把握するものとする。

b 海洋環境の現況調査等の方法

次に掲げる海域が影響想定海域及びその近傍に存在するか否かの観点から海洋環境の現 況調査等を実施するものとする。

・ 藻場、干潟、サンゴ群落等脆弱な生態系及び熱水生態系その他の特殊な生態系が存在す る海域

- ・ 重要な生物種の主要な産卵場、生育場若しくは回遊経路として知られた海域又は水産資源保護法(昭和26年法律第313号)第15条に基づき保護水面として指定された海域
- ・ 海水浴場、海中公園、主要な漁場、船舶航行路、海底ケーブル設置域、海底資源の存在する海域等海洋施設廃棄の影響を受けやすい海域
- c a 及び b の現況調査の方法により収集される海洋環境影響調査項目の現況に関する情報については、事業者の有する資料、国、地方公共団体その他の機関が有する調査研究の成果その他の資料の収集、既往の海洋施設廃棄の事例の引用又は近傍の海域で行われた他の環境影響評価において用いられた資料の引用を基本とし、必要に応じ、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者からの聴取又は現地調査により把握するものとする。

なお、影響想定海域における情報に制約がある場合は、影響想定海域と類似性のある海域に関する情報に基づき影響想定海域における海洋環境影響調査項目の現況を推定することができるものとする。

④海洋環境影響調査項目に係る変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲並びにそれらの予測の方法

事前評価項目の存在を明らかにするとともに、③において現況の把握を行った海洋環境影響調査項目のそれぞれについて、例えば、次のア及びイに掲げるところにより変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲を予測し、その結果を事前評価書に記載するものとする。

- ア 廃棄される海洋施設の設置以降の事象により、事前評価項目とした生態系又は海洋の利用に対して生じた影響の解析
- イ 同種又は類似の既往の海洋施設廃棄の事例の引用又は解析
- ⑤海洋環境に及ぼす影響の程度の分析及び事前評価

④の海洋環境影響調査項目に係る変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲並びにそれらの予測の結果を踏まえ、海洋環境に及ぼす影響の程度について分析し、事前評価を行うものとする。

(2)~(3)(略)

(告示 第3.2(1))

【解説】

1) 廃棄される海洋施設の特性

① 海洋施設の特性に関し把握すべき情報

海洋施設の特性に関しては、次の a~e までに掲げる情報を把握し、結果をそれぞれ記載する。 把握の方法は、海洋施設廃棄許可申請者が有する知見、最新の調査研究の成果その他の資料を 収集することを基本とし、その情報を a~e の項目内に記載する。

a 当該海洋施設の主要な材質及び構造、塗装、防食陽極等

廃棄する海洋施設の構成要素別に、その主要な材質及び構造、塗装、防食陽極等を記載する。 洋上風力発電施設においては、例えばジャケット構造(杭式)の洋上風車を本区分によって 廃棄する場合、廃棄(残置)する構成要素は鋼管杭等の基礎部分となることが考えられる

b 当該海洋施設の大きさ(径、長さ、容積、重量等)

廃棄する海洋施設の構成要素別に、その大きさ(径、長さ、容積、重量等)を記載する。

c 当該海洋施設を廃棄する際の状態(密閉方法、固定の状態、残置パイルの打ち込みの深さ等)

廃棄する海洋施設の構成要素別に、廃棄する際の状態(密閉方法、固定の状態、残置パイルの打ち込みの深さ等)を記載する。

d 当該海洋施設の廃棄後に浮遊又は移動を生じさせないための措置及び根拠等

廃棄する海洋施設の構成要素別に、廃棄後に浮遊又は移動を生じさせないための措置及び根拠等について記載する。

上述のとおり、本区分において洋上風力発電施設を廃棄する場合、廃棄される主な構成要素は基礎部分となることが考えられるため、基礎部分の打ち込み深度や過去の移動等の事象の有無等に基づいて、本項目の情報を記載する。

e 当該海洋施設の運用期間中に生じた事象

廃棄する海洋施設の運用期間中に生じた事象(移動、破損等)について、管理記録等に基づき記載する。

② 廃棄される海洋施設の特性の総括

事前評価書には、①の a~e までに掲げる情報を把握した上で、これらの情報に基づき、廃棄される海洋施設の特性を総括し、記載する。特に、廃棄する海洋施設に有害物質が含まれていないこと及び廃棄後に浮遊又は移動を生じさせないことを説明する必要がある。

2) 事前評価項目

事前評価項目は、告示に規定されている表 1の項目を記載する。

3) 事前評価の実施

事前評価の実施に当たっては、次の①~⑤までの各事項について記載するものとする。

① 海洋環境影響調査項目の設定

「2)事前評価項目」と同じ項目を環境影響調査項目として設定し、一覧と共にその旨を記載する。

② 自然的条件の現況の把握

事前評価をする上で必要な a・b に掲げる自然的条件の現況を把握し、その結果を記載する。

把握の方法は、海洋施設廃棄許可申請者の有する資料、国、地方公共団体その他の機関が有する調査研究の成果その他の資料の収集、既往の海洋施設廃棄の事例の引用又は近傍の海域で行われた他の環境影響評価において用いられた資料の引用を基本とし、その情報を a・b の項目内に記載する。

なお、自然的条件の現況に関する情報に制約がある場合は、対象となる海域と類似性のある海域に関する情報に基づき対象となる海域における自然的条件の現況を推定することができる。

a 水深

海洋施設の廃棄海域及びその周辺の海域における水深について、水深が読み取れるような海 図等を示し、記載する。

また、上述のとおり、本区分において洋上風力発電施設を廃棄する場合、廃棄される主な構成要素は基礎部分となることが考えられるため、廃棄する基礎部分が敷設された水深についても記載する。

b 気象及び海象

海洋施設の廃棄海域及びその周辺の海域における気象及び海象について記載する。

③ 海洋環境影響調査項目の現況の把握

影響想定海域を設定した上で、この海域における上記で設定した各海洋環境影響調査項目の現況を把握し、その結果を事前評価書に記載する必要がある。

a 影響想定海域

影響想定海域とは、自然的条件等を基に、調査項目に関し、海洋施設の廃棄による影響が及ぶと予測される海域のことである。水深や海流を考慮し、海底までを立体的に考えた場合に、環境影響を受けるおそれがあると認められる範囲をいう。一般的には影響の予測範囲となるが、評価の対象となる要素によっては、影響想定海域内の限定された海域のみが予測範囲となる場合もある。

本区分の廃棄方法において洋上風力発電施設を廃棄する場合、影響想定海域は廃棄海域であることから、廃棄海域を影響想定海域として設定し、図面で示すと共に、その旨を記載する。

b 廃棄される海洋施設の現況

海洋施設のうち、残置する部分の現況について把握し、その結果を記載する。この際、解体撤去工事時における記録等の事業者が既に有する情報によることを基本とし、必要に応じて現地調査等を実施して把握するものとする。具体的には、廃棄する海洋施設の構成要素別に、その材質、塗装、防食陽極、大きさ、打ち込み深さ等の現況を記載する。

c 海洋環境の現況

影響想定海域及びその近傍における海洋環境影響調査項目の現況を把握し、その結果を記載する。

把握の方法は、海洋施設廃棄許可申請者の有する資料、国、地方公共団体その他の機関が有する調査研究の成果その他の資料の収集、既往の海洋施設廃棄の事例の引用又は近傍の海域で行われた他の環境影響評価において用いられた資料の引用を基本し、その情報も記載する。

既存資料により現況把握を行う場合には、可能な限り最新の情報を利用することが必要である。仮に古いデータである場合、専門家、漁業関係者、当該海域を航行する船舶の関係者等からの聴取により、現況を把握する必要がある。

日本周辺の脆弱な生態系、重要な海域の状態、特殊な生態系等の海洋環境に関する情報は、 環境省ウェブサイトにおいて情報が掲載されているため、次の URL を参照されたい。

http://www.env.go.jp/water/kaiyo/ocean_disp/4benri/index.html

また、重要な生物として、海産哺乳類、ウミガメ等の回遊路、漁獲対象魚種の産卵場や生育場等の情報も確認する必要がある。

なお、影響想定海域における情報に制約がある場合は、影響想定海域と類似性のある海域に 関する情報に基づき影響想定海域における海洋環境影響調査項目の現況を推定することがで きる。

④ 海洋環境影響調査項目に係る変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲並びにそれらの予測の方法

事前評価項目の存在を明らかにする。また、③において現況の把握を行った海洋環境影響調査項目のそれぞれについて、例えば、廃棄される海洋施設の設置以降の事象が生態系や海洋の利用に与えた影響や、同種又は類似の既往の海洋施設廃棄の事例の引用又は解析に基づき、海洋施設の廃棄による変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲を予測し、その結果を記載する。また、その予測の方法についても記載する。

⑤ 海洋環境に及ぼす影響の程度の分析及び事前評価

④の海洋環境影響調査項目に係る変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲並びにそれらの予測の 結果を踏まえ、海洋環境に及ぼす影響の程度について分析し、事前評価を行い、その結果を記載 する。

表 1 事前評価書の記載項目 (海洋施設のうち上載設備等の全部及び架台等の全部又は大部分を 陸上に撤去し、架台等の残部及びパイプライン等を残置する場合)

27. 朴本で				根拠法令(海洋汚染等防止法:第43条の4第1項)			
			記載事項	許可省令	告示		
廃			当該海洋施設の主要な材質及び構造、塗装、防食陽極等	第14条第1項第1号	第3.2 (1) 1) ①ア		
棄	海洋		当該海洋施設の大きさ(径、長さ、容積、重量等)	第14条第1項第1号	第3.2(1)1)①イ		
される海	世に関 当該海洋施設を廃棄する際(当該海洋施設を廃棄する際の状態(密閉方法、固定の状態、残置 パイルの打ち込みの深さ等)	第14条第1項第1号	第 3. 2 (1) 1) ①ウ		
洋施	当該海洋施設の廃棄後に浮遊又は移動を生じさせないための措		当該海洋施設の廃棄後に浮遊又は移動を生じさせないための措 置及び根拠等	第14条第1項第1号	第 3. 2 (1) 1) ①エ		
設			当該海洋施設の運用期間中に生じた事象	第14条第1項第1号	第3.2 (1) 1) ①オ		
の特	把握の方法			第14条第1項第1号	第3.2 (1) 1) ②		
性	廃棄される海洋施設の特性の総括			第14条第1項第1号	第 3. 2 (1) 1) ③		
	藻場、干潟、サンゴ群落その他の脆弱な生態系の状態			第14条第1項第2号	第 3. 2 (1) 2) ①		
	生態系		重要な生物種の産卵場又は生育場その他の海洋生物の生息又は	Mr. 1 1 7 Mr. 1 75 Mr. 0 11	## 0 0 (1) 0) D		
			生育にとって重要な海域の状態	第14条第1項第2号	第 3. 2 (1) 2) ①		
事			熱水生態系その他特殊な生態系の状態	第14条第1項第2号	第 3. 2 (1) 2) ①		
前評			海水浴場その他の海洋レクリエーションの場としての利用状況	第14条第1項第2号	第 3. 2 (1) 2) ②		
価項	海洋の 利用 -		海中公園その他の自然環境の保全を目的として設定された区域 としての利用状況	第14条第1項第2号	第 3. 2 (1) 2) ②		
目			漁場としての利用状況	第14条第1項第2号	第 3. 2 (1) 2) ②		
			主要な航路としての利用状況	第14条第1項第2号	第 3. 2 (1) 2) ②		
			海底ケーブルの敷設、海底資源の探査又は掘削その他の海底の利 用状況	第14条第1項第2号	第 3. 2 (1) 2) ②		
	海	生	藻場、干潟、サンゴ群落その他の脆弱な生態系の状態	第14条第1項第3号	第 3. 2 (1) 3) ①		
	推環境影響調査 海洋	態	重要な生物種の産卵場又は生育場その他の海洋生物の生息又は 生育にとって重要な海域の状態	第14条第1項第3号	第 3. 2 (1) 3) ①		
		711	熱水生態系その他特殊な生態系の状態	第14条第1項第3号	第 3. 2 (1) 3) ①		
			海水浴場その他の海洋レクリエーションの場としての利用状況	第14条第1項第3号	第 3. 2 (1) 3) ①		
			海中公園その他の自然環境の保全を目的として設定された区域 としての利用状況	第14条第1項第3号	第 3. 2 (1) 3) ①		
	項目	の	漁場としての利用状況	第14条第1項第3号	第 3. 2 (1) 3) ①		
	の利	利	主要な航路としての利用状況	第14条第1項第3号	第 3. 2 (1) 3) ①		
	設定	用	海底ケーブルの敷設、海底資源の探査又は掘削その他の海底の利 用状況	第 14 条第 1 項第 3 号	第 3. 2 (1) 3) ①		
	自 水深 然 気象			第14条第1項第4号	第3.2(1)3)②ア		
	的条	気象	及び海象	第14条第1項第4号	第3.2(1)3)②ア		
事前評	件		eの方法 ※記載があれば個別に項目を立てなくてもよい	第14条第1項第4号	第 3. 2 (1) 3) ②イ		
価	海影響		想定海域の設定	第14条第1項第3号	第3.2(1)3)③ア		
0			そされる海洋施設の現況	第14条第1項第3号	第 3. 2 (1) 3) ③イ a		
実	環	生	藻場、干潟、サンゴ群落その他の脆弱な生態系の状態	第14条第1項第3号	第 3. 2 (1) 3) ③イ b		
施	境 影 響 調	態	重要な生物種の産卵場又は生育場その他の海洋生物の生息又は 生育にとって重要な海域の状態	第 14 条第 1 項第 3 号	第 3. 2(1)3)③イ b		
		<i>></i> /\	熱水生態系その他特殊な生態系の状態	第14条第1項第3号	第 3. 2 (1) 3) ③イ b		
			海水浴場その他の海洋レクリエーションの場としての利用状況	第14条第1項第3号	第 3. 2 (1) 3) ③イ b		
		海洋	海中公園その他の自然環境の保全を目的として設定された区域 としての利用状況	第14条第1項第3号	第 3. 2 (1) 3) ③イ b		
	現	の	漁場としての利用状況	第14条第1項第3号	第 3. 2 (1) 3) ③イ b		
	況	利田	主要な航路としての利用状況	第14条第1項第3号	第 3. 2 (1) 3) ③イ b		
	の把握	用	海底ケーブルの敷設、海底資源の探査又は掘削その他の海底の利 用状況	第14条第1項第3号	第 3. 2 (1) 3) ③イ b		
	把排	<u> </u>	との方法 ※記載があれば個別に項目を立てなくてもよい	第14条第1項第3号	第 3. 2 (1) 3) ③イ c		
	海洋環境影響調査項目に係る変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲並びにそれらの予測の方法			第14条第1項第5号	第 3. 2 (1) 3) ④		
	海洋環境に及ぼす影響の程度の分析及び事前評価			第14条第1項第6号	第 3. 2 (1) 3) ⑤		
	その他調査結果に基づく事前評価に関して参考となる事			第14条第1項第7号	_		

(2) 海洋施設のうち上載設備等の全部を陸上に撤去し、架台等の残部及びパイプライン等の全部 又は大部分を残置せずに海洋に捨てる場合

本区分は、上載設備等の全部を陸上へ運搬して処分し、架台等の下部構造物及びパイプライン等の全部又は大部分を設置場所から撤去して海洋に捨てる廃棄方法である。

本区分で海洋施設を廃棄する場合の事前評価書への記載事項は、次のとおりである。

第3. 許可申請書の添付書類の記載に当たっての留意事項

1 (略)

2 海洋施設を海洋に捨てることが海洋環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書類(以下「事前評価書」という。)の記載に当たっての留意事項

事前評価書には、海洋施設を海洋に捨てることが海洋環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく 事前評価(以下「事前評価」という。)を実施し、その結果を踏まえ、次の(1)から(3)までに掲げる 海洋施設の廃棄方法の区分に応じ、当該(1)から(3)までに掲げる事項について記載するものとする。

(1) (略)

- (2)海洋施設のうち上載設備等の全部を陸上に撤去し、架台等の残部及びパイプライン等の全部又は大部分を残置せずに海洋に捨てる場合
 - 1) 廃棄される海洋施設の特性
 - ①海洋施設の特性に関し把握すべき情報

海洋施設の特性に関し、次のアからウまでに掲げる情報を把握するものとする。

- ア 当該海洋施設の主要な材質及び構造、塗装、防食陽極等
- イ 当該海洋施設の大きさ(径、長さ、容積、重量等)
- ウ 当該海洋施設の廃棄後に浮遊又は移動を生じさせないための措置及び根拠等。特に、切断したパイプライン等のような小型のものを廃棄する場合には、当該海洋施設が浮遊又は移動を生じないための措置及び根拠等

②把握の方法

①の情報については、海洋施設廃棄許可申請者が有する知見、最新の調査研究の成果その他の資料を収集することにより把握することを基本とし、必要に応じ、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者から聴取し、又は当該海洋施設に係る試料の分析等を行うことにより把握するものとする。

③海洋施設の特性の総括

事前評価書には、①のアからウまでに掲げる情報を把握した結果をそれぞれ記載するとともに、 これらの情報に基づき、廃棄される海洋施設の特性を総括し、記載するものとする。

2) 事前評価項目

海洋施設の特性並びに許可省令第13条において規定する廃棄海域及び廃棄方法に関する基準にかんがみ、次の①から⑤までに掲げる項目を事前評価項目とし、事前評価書に記載するものとする。

①水環境

・ 有害物質等による海水の汚れ(ただし、廃棄される海洋施設に殺生物性のある防汚塗装が用いられている場合に限る。)

②海底環境

- ・ 底質の粒径組成
- ・ 底質の有機物質の量
- ・ 有害物質等による底質の汚れ(ただし、廃棄される海洋施設に殺生物性のある防汚塗装が用いられている場合に限る。)
- 海底地形

③海洋生物

- ・ 付着生物を含む底生生物の生息状況 (廃棄海域において付着生物の生息状況を把握することが 困難な場合には、廃棄する海洋施設に付着している生物相)
- ・ 有害物質等による廃棄海域の代表的な魚類及び底生生物の汚染(ただし殺生物性及び生物蓄積 性のある防汚塗装に限る。)

④生態系

- ・ 藻場、干潟、サンゴ群落その他の脆弱な生態系の状態。ただし、廃棄海域の水深等にかんがみ、 これらが存在しないことが明らかな場合には、事前評価項目から外すことができる。
- ・ 重要な生物種の産卵場又は生育場その他の海洋生物の生息又は生育にとって重要な海域の状態
- ・ 熱水生態系その他の特殊な生態系の状態

⑤海洋の利用

- ・ 海水浴場その他の海洋レクリエーションの場としての利用状況。ただし、廃棄海域の水深等にかんがみ、これらが存在しないことが明らかな場合には、事前評価項目から外すことができる。
- ・ 海中公園その他の自然環境の保全を目的として設定された区域としての利用状況。ただし、廃棄 海域の水深等にかんがみ、これらが存在しないことが明らかな場合には事前評価項目から外す ことができる。
- ・ 漁場としての利用状況
- ・ 主要な航路としての利用状況
- ・ 海底ケーブルの敷設、海底資源の探査又は掘削その他の海底の利用状況

3) 事前評価の実施

事前評価の実施に当たっては、次の①から⑤までの項目ごとに、当該①から⑤までに掲げる事項について記載するものとする。

①海洋環境影響調査項目の設定

海洋環境影響調査項目は、2)に掲げる事前評価項目と同様とし、事前評価書に記載するものとする。

②自然的条件の現況の把握

ア 海洋施設の廃棄海域及びその周辺の海域において、海洋環境に及ぼす影響の事前評価をする上で必要な次に掲げる自然的条件の現況を把握し、その結果を事前評価書に記載するものとする。

- 水深
- 流況
- 気象及び海象
- イ アの自然的条件の現況に関する情報については、事業者の有する資料、国、地方公共団体その他 の機関が有する調査研究の成果その他の資料の収集、既往の海洋施設廃棄の事例の引用又は近 傍の海域で行われた他の環境影響評価において用いられた資料の引用を基本とし、必要に応じ、 専門家その他の当該情報に関する知見を有する者から聴取することにより把握するものとす る。

なお、自然的条件の現況に関する情報に制約がある場合は、対象となる海域と類似性のある 海域に関する情報に基づき対象となる海域における自然的条件の現況を推定することができる ものとする。

③海洋環境影響調査項目の現況の把握

ア ②において把握した自然的条件に基づき、影響想定海域を設定する。

- イ 各海洋環境影響調査項目のそれぞれについて、次の a から c までに掲げるところにより現況を 把握し、その結果を事前評価書に記載するものとする。
 - a 水環境に関する項目及び海底環境に関する項目

それぞれの項目につき、影響想定海域の内外において、海洋環境に及ぼす影響の事前評価をする上で適切かつ効果的な複数の測点を設定し、適当な指標を用いて現況を記載するものとする。

b 海洋生物に関する項目、生態系に関する項目及び海洋の利用に関する項目

それぞれの項目につき、海洋生物の種類及び数量、海洋生物の生息又は生育にとって重要な海域の存在範囲その他の影響想定海域内の現況を把握する。

c a 及び b の海洋環境影響調査項目の現況に関する情報については、国、地方公共団体その他の機関が有する調査研究の成果その他の資料の収集、既往の海洋施設廃棄の事例の引用又は近傍の海域で行われた他の環境影響評価において用いられた資料の引用を基本とし、必要に応じ、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者からの聴取又は現地調査により把握するものとする。

また、季節による変動を把握する必要がある場合には、適切に把握できるよう調査の時期を設定するものとする。

なお、影響想定海域における情報に制約がある場合は、影響想定海域と類似性のある海域に関する情報に基づき影響想定海域における海洋環境影響調査項目の現況を推定することができるものとする。

④海洋環境影響調査項目に係る変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲並びにそれらの予測の方法

影響想定海域の設定の方法及びその範囲を明らかにするとともに、③において現況の把握を行った海洋環境影響調査項目のそれぞれについて、例えば、次のアからエまでに掲げるところにより変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲を予測し、その結果を事前評価書に記載するものとする。

- ア 同種又は類似の既往の海洋施設廃棄の事例の引用又は解析
- イ 海洋施設の撤去前における設置場所の海洋環境の解析
- ウ 国、地方公共団体その他の機関が有する調査研究の成果その他の資料の引用又は解析
- エ 予測モデルによる数理計算又は水理模型を用いた実験

なお、それぞれの海洋環境影響調査項目に係る変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲については、 可能な限り定量的に予測するものとする。

また、予測の時期は、影響の持続する期間等を踏まえ、影響が最大となる時期その他の適切な時期を選ぶものとする。

⑤海洋環境に及ぼす影響の程度の分析及び事前評価

④の海洋環境影響調査項目に係る変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲並びにそれらの予測の結果を踏まえ、海洋環境に及ぼす影響の程度について分析し、事前評価を行うものとする。

(3) (略)

(告示 第3.2(2))

【解説】

1) 廃棄される海洋施設の特性

① 海洋施設の特性に関し把握すべき情報

海洋施設の特性に関しては、次の a~c までに掲げる情報を把握し、結果をそれぞれ記載する。 把握の方法は、海洋施設廃棄許可申請者が有する知見、最新の調査研究の成果その他の資料を 収集することを基本とし、その情報を a~c の項目内に記載する。

a 当該海洋施設の主要な材質及び構造、塗装、防食陽極等

廃棄する海洋施設の構成要素別に、その主要な材質及び構造、塗装、防食陽極等を記載する。

洋上風力発電施設においては、例えばジャケット構造(杭式)の洋上風車を本区分によって 廃棄する場合、廃棄(設置場所から撤去して海洋に捨てる)する構成要素は、下部構造のジャケット又は鋼管杭等の基礎部分となることが考えられる。

b 当該海洋施設の大きさ(径、長さ、容積、重量等)

廃棄する海洋施設の構成要素別に、その大きさ(径、長さ、容積、重量等)を記載する。

c 当該海洋施設の廃棄後に浮遊又は移動を生じさせないための措置及び根拠等。特に、切断したパイプライン等のような小型のものを廃棄する場合には、当該海洋施設が浮遊又は移動を生じないための措置及び根拠等

廃棄する海洋施設の構成要素別に、廃棄後に浮遊又は移動を生じさせないための措置及び根拠等について記載する。

上述のとおり、例えばジャケット構造(杭式)の洋上風車を本区分によって廃棄する場合、 廃棄する主な構成要素は、下部構造のジャケット又は鋼管管の基礎部分となることが考えられ る。これらの構成要素の水中重量、廃棄海域における流況、類似事例における浮遊又は移動の 有無等に基づいて、本項目の情報を記載する。

② 廃棄される海洋施設の特性の総括

事前評価書には、①の a~c までに掲げる情報を把握した上で、これらの情報に基づき、廃棄される海洋施設の特性を総括し、記載する。特に、廃棄する海洋施設に有害物質が含まれていないこと及び廃棄後に浮遊又は移動を生じさせないことを説明する必要がある。

2) 事前評価項目

事前評価項目は、告示に規定されている表2の項目を記載する。

3) 事前評価の実施

事前評価の実施に当たっては、次の①~⑤までの各事項について記載するものとする。

① 海洋環境影響調査項目の設定

「2)事前評価項目」と同じ項目を環境影響調査項目として設定し、一覧と共にその旨を記載する。

② 自然的条件の現況の把握

事前評価をする上で必要な a~c に掲げる自然的条件の現況を把握し、その結果を記載する。

把握の方法は、海洋施設廃棄許可申請者の有する資料、国、地方公共団体その他の機関が有する調査研究の成果その他の資料の収集、既往の海洋施設廃棄の事例の引用又は近傍の海域で行われた他の環境影響評価において用いられた資料の引用を基本とし、その情報を a~c の項目内に記載する。

なお、自然的条件の現況に関する情報に制約がある場合は、対象となる海域と類似性のある海域に関する情報に基づき対象となる海域における自然的条件の現況を推定することができる。

a 水深

海洋施設の廃棄海域及びその周辺の海域における水深について、水深が読み取れるような海 図等を示し、記載する。

b 流況

海洋施設の廃棄海域及びその周辺の海域における流況について記載する。

c 気象及び海象

海洋施設の廃棄海域及びその周辺の海域における気象及び海象について記載する。

③ 海洋環境影響調査項目の現況の把握

影響想定海域を設定した上で、この海域における上記で設定した各海洋環境影響調査項目の現況を把握し、その結果を事前評価書に記載する必要がある。

a 影響想定海域

影響想定海域とは、自然的条件等を基に、調査項目に関し、海洋施設の廃棄による影響が及ぶと予測される海域のことである。水深や海流を考慮し、海底までを立体的に考えた場合に、環境影響を受けるおそれがあると認められる範囲をいう。一般的には影響の予測範囲となるが、評価の対象となる要素によっては、影響想定海域内の限定された海域のみが予測範囲となる場合もある。

本区分の廃棄方法において洋上風力発電施設を廃棄する場合、廃棄海域の海底に新たに構造物が置かれることになることから、この影響が及ぶ範囲を含めて、②において把握した自然的条件に基づき、影響想定海域を設定し、図面で示す。

b 水環境に関する項目及び海底環境に関する項目

それぞれの項目につき、影響想定海域の内外において、海洋環境に及ぼす影響の事前評価を する上で適切かつ効果的な複数の測点を設定し、適当な指標を用いて現況を記載する。

c 海洋生物に関する項目、生態系に関する項目及び海洋の利用に関する項目

それぞれの項目につき、海洋生物の種類及び数量、海洋生物の生息又は生育にとって重要な 海域の存在範囲その他の影響想定海域内の現況を把握し、その結果を記載する。

b及びcの把握の方法は、国、地方公共団体その他の機関が有する調査研究の成果その他の 資料の収集、既往の海洋施設廃棄の事例の引用又は近傍の海域で行われた他の環境影響評価に おいて用いられた資料の引用を基本し、その情報も記載する。

また、季節による変動を把握する必要がある場合には、適切に把握できるよう調査の時期を 設定する。

既存資料により現況把握を行う場合には、可能な限り最新の情報を利用することが必要である。仮に古いデータである場合、専門家、漁業関係者、当該海域を航行する船舶の関係者等からの聴取により、現況を把握する必要がある。

日本周辺の脆弱な生態系、重要な海域の状態、特殊な生態系等の海洋環境に関する情報は、 環境省ウェブサイトにおいて情報が掲載されているため、次の URL を参照されたい。

http://www.env.go.jp/water/kaiyo/ocean_disp/4benri/index.html

また、重要な生物として、海産哺乳類、ウミガメ等の回遊路等、漁獲対象魚種の産卵場や生育場等の情報も確認する必要がある。

なお、影響想定海域における情報に制約がある場合は、影響想定海域と類似性のある海域に 関する情報に基づき影響想定海域における海洋環境影響調査項目の現況を推定することがで きる。

④ 海洋環境影響調査項目に係る変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲並びにそれらの予測の方法

影響想定海域の設定の方法及びその範囲を明らかにする。また、③において現況の把握を行った海洋環境影響調査項目のそれぞれについて、例えば下記に基づき、海洋施設の廃棄による変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲を予測し、その結果を記載する。また、その予測の方法についても記載する。

- ・ 同種又は類似の既往の海洋施設廃棄の事例の引用又は解析
- ・ 海洋施設の撤去前における設置場所の海洋環境の解析
- ・ 国、地方公共団体その他の機関が有する調査研究の成果その他の資料の引用又は解析
- ・ 予測モデルによる数理計算又は水理模型を用いた実験

なお、それぞれの海洋環境影響調査項目に係る変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲については、 可能な限り定量的に予測する。

また、予測の時期は、影響の持続する期間等を踏まえ、影響が最大となる時期その他の適切な時期を選ぶこと。

⑤ 海洋環境に及ぼす影響の程度の分析及び事前評価

④の海洋環境影響調査項目に係る変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲並びにそれらの予測の結果を踏まえ、海洋環境に及ぼす影響の程度について分析し、事前評価を行い、その結果を記載する。

表 2 事前評価書の記載項目 (海洋施設のうち上載設備等の全部を陸上に撤去し、架台等の残部 及びパイプライン等の全部又は大部分を残置せずに海洋に捨てる場合)

	記載事項			根拠法令(海洋汚染等防止法:第43条の4第 1項)	
				許可省令	告示
廃	海洋	羊施	当該海洋施設の主要な材質及び構造、塗装、防食陽極等	第14条第1項第1号	第3.2 (2) 1) ①ア
棄される	設の性に)特	当該海洋施設の大きさ(径、長さ、容積、重量等)	第14条第1項第1号	第3.2 (2) 1) ①イ
		_関	当該海洋施設の廃棄後に浮遊又は移動を生じさせないための措		
	し抱	2握	置及び根拠等。特に、切断したパイプライン等のような小型のも	## # ##	*** (-) .) @ }
海	すべき		のを廃棄する場合には、当該海洋施設が浮遊又は移動を生じない	第14条第1項第1号	第 3.2 (2) 1) ①ウ
洋	情	報	ための措置及び根拠等		
施設の	把握の方法			第14条第1項第1号	第 3. 2 (2) 1) ②
特性	廃棄される海洋施設の特性の総括			第14条第1項第1号	第 3. 2 (2) 1) ③
	水環境		有害物質等による海水の汚れ (廃棄される海洋施設に殺生物性の ある防汚塗装が用いられている場合)	第14条第1項第2号	第 3. 2 (2) 2) ①
			底質の粒径組成	第14条第1項第2号	第 3. 2 (2) 2) ②
			底質の有機物質の量	第14条第1項第2号	第 3. 2 (2) 2) ②
	海		有害物質等による底質の汚れ (廃棄される海洋施設に殺生物性の	the said to the said the cold	## a a (a) a) @
	環	境	ある防汚塗装が用いられている場合)	第14条第1項第2号	第 3. 2 (2) 2) ②
			海底地形	第14条第1項第2号	第 3. 2 (2) 2) ②
	海洋生物		付着生物を含む底生生物の生息状況(廃棄海域において付着生物 の生息状況を把握することが困難な場合には、廃棄する海洋施設 に付着している生物相)	第14条第1項第2号	第 3. 2 (2) 2) ③
事前			有害物質等による廃棄海域の代表的な魚類及び底生生物の汚染 (殺生物性及び生物蓄積性のある防汚塗装に限る。)	第14条第1項第2号	第 3. 2 (2) 2) ③
評価	生態系		藻場、干潟、サンゴ群落その他の脆弱な生態系の状態(存在しないことが明らかな場合には事前評価項目から外すことが可能)	第14条第1項第2号	第 3. 2 (2) 2) ④
項目			重要な生物種の産卵場又は生育場その他の海洋生物の生息又は 生育にとって重要な海域の状態	第14条第1項第2号	第 3. 2 (2) 2) ④
			熱水生態系その他特殊な生態系の状態	第14条第1項第2号	第 3. 2 (2) 2) ④
	海洋の利用		海水浴場その他の海洋レクリエーションの場としての利用状況 (存在しないことが明らかな場合には事前評価項目から外すこと が可能)	第14条第1項第2号	第 3. 2 (2) 2) ⑤
			海中公園その他の自然環境の保全を目的として設定された区域 としての利用状況(存在しないことが明らかな場合には事前評価 項目から外すことが可能)	第14条第1項第2号	第 3. 2 (2) 2) ⑤
			漁場としての利用状況	第14条第1項第2号	第 3. 2 (2) 2) ⑤
			主要な航路としての利用状況	第14条第1項第2号	第 3. 2 (2) 2) ⑤
			海底ケーブルの敷設、海底資源の探査又は掘削その他の海底の利 用状況	第14条第1項第2号	第 3. 2 (2) 2) ⑤
	海洋環境影響調査項目の設定	水環境	有害物質等による海水の汚れ (廃棄される海洋施設に殺生物性の ある防汚塗装が用いられている場合)	第14条第1項第3号	第 3. 2 (2) 3) ①
+		海	底質の粒径組成	第14条第1項第3号	第 3. 2 (2) 3) ①
事前			底質の有機物質の量	第14条第1項第3号	第 3. 2 (2) 3) ①
評		環境	有害物質等による底質の汚れ (廃棄される海洋施設に殺生物性の ある防汚塗装が用いられている場合)	第14条第1項第3号	第 3. 2 (2) 3) ①
価の		,	海底地形	第14条第1項第3号	第 3. 2 (2) 3) ①
の実施		海洋生物	付着生物を含む底生生物の生息状況 (廃棄海域において付着生物の生息状況を把握することが困難な場合には、廃棄する海洋施設に付着している生物相)	第14条第1項第3号	第 3. 2 (2) 3) ①
			有害物質等による廃棄海域の代表的な魚類及び底生生物の汚染 (殺生物性及び生物蓄積性のある防汚塗装に限る。)	第14条第1項第3号	第 3. 2 (2) 3) ①

表 2 事前評価書の記載項目 (海洋施設のうち上載設備等の全部を陸上に撤去し、架台等の残部 及びパイプライン等の全部又は大部分を残置せずに海洋に捨てる場合) (続き)

		記載事項	根拠法令(海洋汚染等防止法:第43条の4第 1項)	
	40年47年7日		許可省令	告示
海	生	藻場、干潟、サンゴ群落その他の脆弱な生態系の状態(存在しないことが明らかな場合には事前評価項目から外すことが可能)	第14条第1項第3号	第 3. 2 (2) 3) ①
洋環	態系	重要な生物種の産卵場又は生育場その他の海洋生物の生息又は 生育にとって重要な海域の状態	第14条第1項第3号	第 3. 2 (2) 3) ①
境	,,,	熱水生態系その他特殊な生態系の状態	第14条第1項第3号	第 3. 2 (2) 3) ①
影響調		海水浴場その他の海洋レクリエーションの場としての利用状況 (存在しないことが明らかな場合には事前評価項目から外すこと が可能)	第14条第1項第3号	第 3. 2 (2) 3) ①
查項目	海洋のご	海中公園その他の自然環境の保全を目的として設定された区域 としての利用状況(存在しないことが明らかな場合には事前評価 項目から外すことが可能)	第14条第1項第3号	第 3. 2 (2) 3) ①
0)	利	漁場としての利用状況	第14条第1項第3号	第 3. 2 (2) 3) ①
設	用	主要な航路としての利用状況	第14条第1項第3号	第 3. 2 (2) 3) ①
定		海底ケーブルの敷設、海底資源の探査又は掘削その他の海底の利 用状況	第14条第1項第3号	第 3. 2 (2) 3) ①
自然	水深		第14条第1項第4号	第3.2(2)3)②ア
自然的条件の	流況		第14条第1項第4号	第3.2(2)3)②ア
件	気象	及び海象	第14条第1項第4号	第3.2(2)3)②ア
把握	把握	の方法 ※記載があれば個別に項目を立てなくてもよい	第14条第1項第4号	第 3.2 (2) 3) ②イ
	747	想定海域の設定	第14条第1項第3号	第3.2(2)3)③ア
	水環境	有害物質等による海水の汚れ (廃棄される海洋施設に殺生物性の ある防汚塗装が用いられている場合)	第14条第1項第3号	第 3.2 (2) 3) ③イ
Į.	海	底質の粒径組成	第14条第1項第3号	第3.2(2)3)③イ
ij	底	底質の有機物質の量	第14条第1項第3号	第3.2(2)3)③イ
F L	環	有害物質等による底質の汚れ (廃棄される海洋施設に殺生物性の ある防汚塗装が用いられている場合)	第14条第1項第3号	第 3. 2 (2) 3) ③イ
海)	境	海底地形	第14条第1項第3号	第3.2(2)3)③イ
洋環境影	海洋生	付着生物を含む底生生物の生息状況 (廃棄海域において付着生物 の生息状況を把握することが困難な場合には、廃棄する海洋施設 に付着している生物相)	第14条第1項第3号	第 3. 2 (2) 3) ③イ
響調	生物	有害物質等による廃棄海域の代表的な魚類及び底生生物の汚染 (殺生物性及び生物蓄積性のある防汚塗装に限る。)	第14条第1項第3号	第 3. 2 (2) 3) ③イ
查項	生態系	藻場、干潟、サンゴ群落その他の脆弱な生態系の状態(存在しないことが明らかな場合には事前評価項目から外すことが可能)	第14条第1項第3号	第 3. 2 (2) 3) ③イ
目の		重要な生物種の産卵場又は生育場その他の海洋生物の生息又は 生育にとって重要な海域の状態	第14条第1項第3号	第 3. 2 (2) 3) ③イ
現		熱水生態系その他特殊な生態系の状態	第14条第1項第3号	第 3. 2 (2) 3) ③イ
況の把	海洋の利用	海水浴場その他の海洋レクリエーションの場としての利用状況 (存在しないことが明らかな場合には事前評価項目から外すこと が可能)	第14条第1項第3号	第 3. 2 (2) 3) ③イ
握		海中公園その他の自然環境の保全を目的として設定された区域 としての利用状況(存在しないことが明らかな場合には事前評価 項目から外すことが可能)	第 14 条第 1 項第 3 号	第 3. 2 (2) 3) ③イ
		漁場としての利用状況	第14条第1項第3号	第3.2(2)3)③イ
		主要な航路としての利用状況	第14条第1項第3号	第3.2(2)3)③イ
		海底ケーブルの敷設、海底資源の探査又は掘削その他の海底の利 用状況	第14条第1項第3号	第 3. 2 (2) 3) ③イ
	把握	の方法 ※記載があれば個別に項目を立てなくてもよい	第14条第1項第3号	第3.2(2)3)③イ
		影響調査項目に係る変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲並びにそ 則の方法	第14条第1項第5号	第 3. 2 (2) 3) ④
海洋	#環境	こ及ぼす影響の程度の分析及び事前評価	第14条第1項第6号	第 3. 2 (2) 3) ⑤
その)他調	を結果に基づく事前評価に関して参考となる事 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第14条第1項第7号	_

(3) 海洋施設のうち上載設備等の全部又は一部を海洋に捨てる場合

本区分は、上載設備等の全部又は一部を設置場所から撤去して海洋に捨てる廃棄方法である。な お、架台等の下部構造物については、残置して廃棄する又は陸上へ運搬して処分する場合が考えら れる。

本区分で海洋施設を廃棄する場合の事前評価書への記載事項は、次のとおりである。

第3. 許可申請書の添付書類の記載に当たっての留意事項

1 (略)

2 海洋施設を海洋に捨てることが海洋環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書類(以下「事前評価書」という。)の記載に当たっての留意事項

事前評価書には、海洋施設を海洋に捨てることが海洋環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく 事前評価(以下「事前評価」という。)を実施し、その結果を踏まえ、次の(1)から(3)までに掲げる 海洋施設の廃棄方法の区分に応じ、当該(1)から(3)までに掲げる事項について記載するものとする。

$(1) \sim (2)$ (略)

(3) 海洋施設のうち上載設備等の全部又は一部を海洋に捨てる場合

- 1) 廃棄される海洋施設の特性
- ①海洋施設の特性に関し把握すべき情報

海洋施設の特性に関し、次のアからオまでに掲げる情報を把握するものとする。

- ア 当該海洋施設の主要な材質と構造、塗装、防食陽極等
- イ 当該海洋施設の特徴を適切に表現する大きさ(径、長さ、容積、重量等)
- ウ 上載設備等のうち、海洋に廃棄される施設及び機材等の詳細。それらの中に油や化学物質等が残される場合には、それぞれの品目、量(容積又は重量)及びその有害性。ただし、廃棄後長時間が経過して自然劣化に伴う漏洩が生じた時点でも有害性が大きいと判断される物質を含むものは、許可省令第13条第2号の規定により、海洋に廃棄することはできないことに留意する必要がある。
- エ 当該海洋施設が廃棄後に浮遊又は移動を生じないための措置及び根拠等。特に、同時に廃棄される海洋施設や機材等から内容物が漏洩しないように講ずる措置及び切断したパイプライン等のような小型のものを廃棄する場合には、浮遊又は移動を生じないための措置及びその根拠等
- オ 当該海洋施設の運用期間中に生じた事象

②把握の方法

①の情報については、海洋施設廃棄許可申請者が有する知見、最新の調査研究の成果その他の資料を収集することにより把握することを基本とし、必要に応じ、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者から聴取し、又は当該海洋施設に係る試料の分析等を行うことにより把握するものとする。

③海洋施設の特性の総括

事前評価書には、①のアからオまでに掲げる情報を把握した結果をそれぞれ記載するとともに、 これらの情報に基づき、廃棄される海洋施設の特性を総括し、記載するものとする。

2) 事前評価項目の選定

海洋施設の特性並びに許可省令第13条において規定する廃棄海域及び廃棄方法に関する基準にかんがみ、次の①から⑤までに掲げるものを事前評価項目とし、事前評価書に記載するものとする。

①水環境

・ 有害物質等による海水の汚れ(ただし、廃棄される海洋施設又は機材の内容物に係る有害物質及 び殺生物性のある防汚塗装が用いられている場合に限る。)

②海底環境

- ・ 底質の粒径組成
- 底質の有機物質の量
- ・ 有害物質等による底質の汚れ(ただし、廃棄される海洋施設又は機材の内容物に係る有害物質及 び殺生物性のある防汚塗装が用いられている場合に限る。)
- 海底地形

③海洋生物

- ・ 付着生物を含む底生生物の生息状況 (廃棄海域において付着生物の生息状況を把握することが 困難な場合には、廃棄する海洋施設に付着している生物相)
- ・ 有害物質等による廃棄海域の代表的な魚類及び底生生物の汚染(ただし、廃棄される海洋施設、機材等の内容物に係る有害物質及び防汚塗装が用いられている場合の殺生物成分で、いずれも 生物蓄積性を有するものに限る。)

④生態系

- ・ 藻場、干潟、サンゴ群落その他脆弱な生態系の状態。ただし、廃棄海域の水深等にかんがみ、これらが存在しないことが明らかな場合には事前評価項目から外すことができる。
- ・ 重要な生物種の産卵場又は生育場その他の海洋生物の生息又は生育にとって重要な海域の状態
- ・ 熱水生態系その他の特殊な生態系の状態

⑤海洋の利用に関する項目

- ・ 海水浴場その他の海洋レクリエーションの場としての利用状況。ただし、廃棄海域の水深等にかんがみ、これらの場が存在しないことが明らかな場合には事前評価項目から外すことができる。
- 海中公園その他の自然環境の保全を目的として設定された区域としての利用状況。ただし、廃棄 海域の水深等にかんがみ、これらの場が存在しないことが明らかな場合には事前評価項目から 外すことができる。
- ・ 漁場としての利用状況
- ・ 主要な航路としての利用状況
- ・ 海底ケーブルの敷設、海底資源の探査又は掘削その他の海底の利用状況

3) 事前評価の実施

事前評価の実施に当たっては、次の①から⑤までの項目ごとに、当該①から⑤までに掲げる事項について記載するものとする。

①海洋環境影響調査項目の設定

海洋環境影響調査項目は、2)に掲げる事前評価項目と同様とし、事前評価書に記載するものとする。

②自然的条件の現況の把握

ア 海洋施設の廃棄海域及びその周辺の海域において、海洋環境に及ぼす影響の事前評価をする上で必要な次に掲げる自然的条件の現況を把握し、その結果を事前評価書に記載するものとする。

- 水深
- 流況
- ・ 気象及び海象

イ アの自然的条件の現況に関する情報については、事業者の有する資料、国、地方公共団体その他 の機関が有する調査研究の成果その他の資料の収集、既往の海洋施設廃棄の事例の引用又は近 傍の海域で行われた他の環境影響評価において用いられた資料の引用を基本とし、必要に応じ、 専門家その他の当該情報に関する知見を有する者から聴取することにより把握するものとす る。

なお、自然的条件の現況に関する情報に制約がある場合は、対象となる海域と類似性のある 海域に関する情報に基づき対象となる海域における自然的条件の現況を推定することができる ものとする。

③海洋環境影響調査項目の現況の把握

ア ②において把握した自然的条件に基づき、影響想定海域を設定する。

- イ 海洋環境影響調査項目のそれぞれについて、次の a から c までに掲げるところにより現況を把握し、その結果を事前評価書に記載するものとする。
 - a 水環境に関する項目及び海底環境に関する項目

それぞれの項目につき、影響想定海域の内外において、海洋環境に及ぼす影響の事前評価をする上で適切かつ効果的な複数の測点を設定し、適当な指標を用いて現況を明らかにするものとする。

b 海洋生物に関する項目、生態系に関する項目及び海洋の利用に関する項目

それぞれの項目につき、海洋生物の種類及び数量、海洋生物の生息又は生育にとって重要な海域の存在範囲その他の影響想定海域内の状況を把握する。

c a 及び b の海洋環境影響調査項目の現況に関する情報については、国、地方公共団体その他の機関が有する調査研究の成果その他の資料の収集、既往の海洋施設廃棄の事例の引用又は近傍の海域で行われた他の環境影響評価において用いられた資料の引用を基本とし、必要に応じ、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者からの聴取又は現地調査により把握するものとする。

また、季節による変動を把握する必要がある場合には、適切に把握できるよう調査の時期を設定するものとする。

なお、影響想定海域における情報に制約がある場合は、影響想定海域と類似性のある海域に関する情報に基づき影響想定海域における海洋環境影響調査項目の現況を推定することができるものとする。

④海洋環境影響調査項目に係る変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲並びにそれらの予測の方法

影響想定海域の設定の方法及びその範囲を明らかにするとともに、③において現況の把握を行った海洋環境影響調査項目のそれぞれについて、例えば、次のアからエまでに掲げるところにより変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲を予測し、その結果を事前評価書に記載するものとする。

なお、それぞれの海洋環境影響調査項目に係る変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲については、可能な限り定量的に予測するものとする。

また、予測の時期は、影響の持続する期間等を踏まえ、影響が最大となる時期その他の適切な時期を選ぶものとする。

- ア 同種又は類似の既往の海洋施設廃棄の事例の引用又は解析
- イ 海洋施設の撤去前における設置場所の海洋環境の解析
- ウ 国、地方公共団体その他の機関が有する調査研究の成果その他の資料の引用又は解析
- エ 予測モデルによる数理計算又は水理模型を用いた実験
- ⑤海洋環境に及ぼす影響の程度の分析及び事前評価

④の海洋環境影響調査項目に係る変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲並びにそれらの予測の結果を踏まえ、海洋環境に及ぼす影響の程度について分析し、事前評価を行うものとする。

(告示 第3.2(3))

【解説】

1) 廃棄される海洋施設の特性

① 海洋施設の特性に関し把握すべき情報

海洋施設の特性に関しては、次の a~c までに掲げる情報を把握し、結果をそれぞれ記載する。 把握の方法は、海洋施設廃棄許可申請者が有する知見、最新の調査研究の成果その他の資料を 収集することを基本とし、その情報を a~e の項目内に記載する。

a 当該海洋施設の主要な材質及び構造、塗装、防食陽極等

廃棄する海洋施設の構成要素別に、その主要な材質及び構造、塗装、防食陽極等を記載する。

洋上風力発電施設においては、例えば洋上風車を本区分によって廃棄する場合、廃棄(設置場所から撤去して海洋に捨てる)する構成要素は、上載設備のタワーの部分となることが考えられる。

b 当該海洋施設の特徴を適切に表現する大きさ(径、長さ、容積、重量等)

廃棄する海洋施設の構成要素別に、その特徴を適切に表現する大きさ(径、長さ、容積、重量等)を記載する。

c 上載設備等のうち、海洋に廃棄される施設及び機材等の詳細。それらの中に油や化学物質等が残される場合には、それぞれの品目、量(容積又は重量)及びその有害性。ただし、廃棄後長時間が経過して自然劣化に伴う漏洩が生じた時点でも有害性が大きいと判断される物質を含むものは、許可省令第13条第2号の規定により、海洋に廃棄することはできないことに留意する必要がある。

廃棄する海洋施設及び機材などの詳細について、構成要素別に記載する。特に、それらの中に油や化学物質等を残したまま、海洋に廃棄する場合、それぞれの品目、量(容積又は重量)及びその有害性について、記載する。

d 当該海洋施設が廃棄後に浮遊又は移動を生じないための措置及び根拠等。特に、同時に廃棄 される海洋施設や機材等から内容物が漏洩しないように講ずる措置及び切断したパイプラ イン等のような小型のものを廃棄する場合には、浮遊又は移動を生じないための措置及びそ の根拠等

廃棄する海洋施設の構成要素別に、廃棄後に浮遊又は移動を生じさせないための措置及び根拠等について記載する。

上述のとおり、例えば洋上風車を本区分によって廃棄する場合、廃棄する主な構成要素は、 上載部分のタワーとなることが考えられる。この構成要素の水中重量、廃棄海域における流況、 類似事例における浮遊又は移動の有無等に基づいて、本項目の情報を記載する。

e. 当該海洋施設の運用期間中に生じた事象

廃棄する海洋施設の運用期間中に生じた事象について記載する。

② 廃棄される海洋施設の特性の総括

事前評価書には、①の a~e までに掲げる情報を把握した上で、これらの情報に基づき、廃棄される海洋施設の特性を総括し、記載する。特に、廃棄する海洋施設に有害物質が含まれていないこと及び廃棄後に浮遊又は移動を生じさせないことを説明する必要がある。

2) 事前評価項目の選定

事前評価項目は、告示に規定されている表 3 の項目を記載する。

3) 事前評価の実施

事前評価の実施に当たっては、次の①~⑤までの各事項について記載するものとする。

① 海洋環境影響調査項目の設定

「2)事前評価項目」と同じ項目を環境影響調査項目として設定し、一覧と共にその旨を記載する。

② 自然的条件の現況の把握

事前評価をする上で必要な a~c に掲げる自然的条件の現況を把握し、その結果を記載する。

把握の方法は、海洋施設廃棄許可申請者の有する資料、国、地方公共団体その他の機関が有する調査研究の成果その他の資料の収集、既往の海洋施設廃棄の事例の引用又は近傍の海域で行われた他の環境影響評価において用いられた資料の引用を基本とし、その情報を a~c の項目内に記載する。

なお、自然的条件の現況に関する情報に制約がある場合は、対象となる海域と類似性のある海域に関する情報に基づき対象となる海域における自然的条件の現況を推定することができる。

a 水深

海洋施設の廃棄海域及びその周辺の海域における水深について、水深が読み取れるような海 図等を示し、記載する。

b 流況

海洋施設の廃棄海域及びその周辺の海域における流況について記載する。

c 気象及び海象

海洋施設の廃棄海域及びその周辺の海域における気象及び海象について記載する。

③ 海洋環境影響調査項目の現況の把握

影響想定海域を設定した上で、この海域における上記で設定した各海洋環境影響調査項目の現況を把握し、その結果を事前評価書に記載する必要がある。

a 影響想定海域

影響想定海域とは、自然的条件等を基に、調査項目に関し、海洋施設の廃棄による影響が及ぶと予測される海域のことである。水深や海流を考慮し、海底までを立体的に考えた場合に、環境影響を受けるおそれがあると認められる範囲をいう。一般的には影響の予測範囲となるが、評価の対象となる要素によっては、影響想定海域内の限定された海域のみが予測範囲となる場合もある。

本区分の廃棄方法において洋上風力発電施設を廃棄する場合、廃棄海域の海底に新たに構造物が置かれることになることから、この影響が及ぶ範囲を含めて、②において把握した自然的条件に基づき、影響想定海域を設定し、図面で示す。

b 水環境に関する項目及び海底環境に関する項目

それぞれの項目につき、影響想定海域の内外において、海洋環境に及ぼす影響の事前評価をする上で適切かつ効果的な複数の測点を設定し、適当な指標を用いて現況を記載する。

c 海洋生物に関する項目、生態系に関する項目及び海洋の利用に関する項目

それぞれの項目につき、海洋生物の種類及び数量、海洋生物の生息又は生育にとって重要な 海域の存在範囲その他の影響想定海域内の現況を把握し、その結果を記載する。

b及びcの把握の方法は、国、地方公共団体その他の機関が有する調査研究の成果その他の 資料の収集、既往の海洋施設廃棄の事例の引用又は近傍の海域で行われた他の環境影響評価に おいて用いられた資料の引用を基本し、その情報も記載する。

また、季節による変動を把握する必要がある場合には、適切に把握できるよう調査の時期を 設定する。

既存資料により現況把握を行う場合には、可能な限り最新の情報を利用することが必要であ

る。仮に古いデータである場合、専門家、漁業関係者、当該海域を航行する船舶の関係者等からの聴取により、現況を把握する必要がある。

日本周辺の脆弱な生態系、重要な海域の状態、特殊な生態系等の海洋環境に関する情報は、環境省ウェブサイトにおいて情報が掲載されているため、次の URL を参照されたい。

http://www.env.go.jp/water/kaiyo/ocean_disp/4benri/index.html

また、重要な生物として、海産哺乳類、ウミガメ等の回遊路、漁獲対象魚種の産卵場や生育場等の情報も確認する必要がある。

なお、影響想定海域における情報に制約がある場合は、影響想定海域と類似性のある海域に 関する情報に基づき影響想定海域における海洋環境影響調査項目の現況を推定することがで きる。

④ 海洋環境影響調査項目に係る変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲並びにそれらの予測の方法

影響想定海域の設定の方法及びその範囲を明らかにする。また、③において現況の把握を行った海洋環境影響調査項目のそれぞれについて、例えば下記に基づき、海洋施設の廃棄による変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲を予測し、その結果を記載する。また、その予測の方法についても記載する。

- ・ 同種又は類似の既往の海洋施設廃棄の事例の引用又は解析
- ・ 海洋施設の撤去前における設置場所の海洋環境の解析
- ・ 国、地方公共団体その他の機関が有する調査研究の成果その他の資料の引用又は解析
- 予測モデルによる数理計算又は水理模型を用いた実験

なお、それぞれの海洋環境影響調査項目に係る変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲については、 可能な限り定量的に予測する。

また、予測の時期は、影響の持続する期間等を踏まえ、影響が最大となる時期その他の適切な時期を選ぶこと。

⑤ 海洋環境に及ぼす影響の程度の分析及び事前評価

④の海洋環境影響調査項目に係る変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲並びにそれらの予測の 結果を踏まえ、海洋環境に及ぼす影響の程度について分析し、事前評価を行い、その結果を記載 する。

表 3 事前評価書の記載項目(海洋施設のうち上載設備等の全部又は一部を海洋に捨てる場合)

記載事項			記載事項	根拠法令(海洋汚染等防止法 許可省令	: 第43条の4第1項) 告示
			当該海洋施設の主要な材質及び構造、塗装、防食陽極等	第14条第1項第1号	第3.2 (3) 1) ①ア
廃			当該海洋施設の大きさ(径、長さ、容積、重量等)	第14条第1項第1号	第 3. 2 (3) 1) ①イ
棄される海洋施設の	海泊 設の		上載設備等のうち、海洋に廃棄される施設及び機材等の詳細。それらの中に油や化学物質等が残される場合には、それぞれの品目、量(容積又は重量)及びその有害性。	第 14 条第 1 項第 1 号	第3.2 (3) 1) ①ウ
	性に関 し把握 すべき 情報		当該海洋施設が廃棄後に浮遊又は移動を生じないための措置及び根拠等。特に、同時に廃棄される海洋施設や機材等から内容物が漏洩しないように講ずる措置及び切断したパイプライン等のような小型のものを廃棄する場合には、浮遊又は移動を生じないための措置及びその根拠等	第14条第1項第1号	第 3. 2 (3) 1) ①エ
特			当該海洋施設の運用期間中に生じた事象	第14条第1項第1号	第 3. 2 (3) 1) ①オ
性	把握	の方法	生	第14条第1項第1号	第 3. 2 (3) 1) ②
1	廃棄される海洋施設の特性の総括			第14条第1項第1号	第 3. 2 (3) 1) ③
	水環境		有害物質等による海水の汚れ (廃棄される海洋施設に殺生物性の ある防汚塗装が用いられている場合)	第14条第1項第2号	第 3. 2 (3) 2) ①
			底質の粒径組成	第14条第1項第2号	第 3. 2 (3) 2) ②
	海	底	底質の有機物質の量	第14条第1項第2号	第 3. 2 (3) 2) ②
	環		有害物質等による底質の汚れ (廃棄される海洋施設に殺生物性の ある防汚塗装が用いられている場合)	第14条第1項第2号	第 3. 2 (3) 2) ②
			海底地形	第14条第1項第2号	第 3. 2 (3) 2) ②
	16-	> 246	付着生物を含む底生生物の生息状況 (廃棄海域において付着生物 の生息状況を把握することが困難な場合には、廃棄する海洋施設 に付着している生物相)	第 14 条第 1 項第 2 号	第 3. 2 (3) 2) ③
事前	海洋 生物		有害物質等による廃棄海域の代表的な魚類及び底生生物の汚染 (廃棄される海洋施設、機材等の内容物に係る有害物質及び防汚 塗装が用いられている場合の殺生物成分で、いずれも生物蓄積性 を有するものに限る。)	第14条第1項第2号	第 3. 2 (3) 2) ③
評価項	生態系		藻場、干潟、サンゴ群落その他脆弱な生態系の状態(存在しない ことが明らかな場合には事前評価項目から外すことが可能)	第14条第1項第2号	第 3. 2 (3) 2) ④
目			重要な生物種の産卵場又は生育場その他の海洋生物の生息又は 生育にとって重要な海域の状態	第14条第1項第2号	第 3. 2 (3) 2) ④
			熱水生態系その他特殊な生態系の状態	第14条第1項第2号	第 3. 2 (3) 2) ④
	海洋の利用		海水浴場その他の海洋レクリエーションの場としての利用状況 (存在しないことが明らかな場合には事前評価項目から外すこと が可能)	第14条第1項第2号	第 3. 2 (3) 2) ⑤
			海中公園その他の自然環境の保全を目的として設定された区域としての利用状況(存在しないことが明らかな場合には事前評価項目から外すことが可能)	第 14 条第 1 項第 2 号	第 3. 2 (3) 2) ⑤
			漁場としての利用状況	第14条第1項第2号	第 3. 2 (3) 2) ⑤
			主要な航路としての利用状況	第14条第1項第2号	第 3. 2 (3) 2) ⑤
			海底ケーブルの敷設、海底資源の探査又は掘削その他の海底の利 用状況	第14条第1項第2号	第 3. 2 (3) 2) ⑤
	海洋環境影響調査項目の設定	# 環 海 底 環 ボール	有害物質等による海水の汚れ (廃棄される海洋施設に殺生物性の ある防汚塗装が用いられている場合)	第14条第1項第3号	第 3. 2 (3) 3) ①
			底質の粒径組成	第14条第1項第3号	第 3. 2 (3) 3) ①
事			底質の有機物質の量	第14条第1項第3号	第 3. 2 (3) 3) ①
前評			有害物質等による底質の汚れ (廃棄される海洋施設に殺生物性の ある防汚塗装が用いられている場合)	第14条第1項第3号	第 3. 2 (3) 3) ①
価の実施		-96	海底地形	第14条第1項第3号	第 3. 2 (3) 3) ①
		海洋生物	付着生物を含む底生生物の生息状況 (廃棄海域において付着生物 の生息状況を把握することが困難な場合には、廃棄する海洋施設 に付着している生物相)	第 14 条第 1 項第 3 号	第 3. 2 (3) 3) ①
			有害物質等による廃棄海域の代表的な魚類及び底生生物の汚染 (廃棄される海洋施設、機材等の内容物に係る有害物質及び防汚 塗装が用いられている場合の殺生物成分で、いずれも生物蓄積性 を有するものに限る。)	第14条第1項第3号	第 3. 2 (3) 3) ①

表 3 事前評価書の記載項目(海洋施設のうち上載設備等の全部又は一部を海洋に捨てる場合) (続き)

		51 th #x55	根拠法令(海洋汚染等防止法:第43条の4第1項)	
		記載事項	許可省令	告示
海	生	藻場、干潟、サンゴ群落その他脆弱な生態系の状態(存在しない ことが明らかな場合には事前評価項目から外すことが可能)	第14条第1項第3号	第 3. 2 (3) 3) ①
洋環	態系	重要な生物種の産卵場又は生育場その他の海洋生物の生息又は 生育にとって重要な海域の状態	第14条第1項第3号	第 3. 2 (3) 3) ①
境		熱水生態系その他特殊な生態系の状態	第14条第1項第3号	第 3. 2 (3) 3) ①
影響調		海水浴場その他の海洋レクリエーションの場としての利用状況 (存在しないことが明らかな場合には事前評価項目から外すこと が可能)	第 14 条第 1 項第 3 号	第 3. 2 (3) 3) ①
查項目	海洋の	海中公園その他の自然環境の保全を目的として設定された区域 としての利用状況(存在しないことが明らかな場合には事前評価 項目から外すことが可能)	第14条第1項第3号	第 3. 2 (3) 3) ①
の	利	漁場としての利用状況	第14条第1項第3号	第 3. 2 (3) 3) ①
設	用	主要な航路としての利用状況	第14条第1項第3号	第 3. 2 (3) 3) ①
定		海底ケーブルの敷設、海底資源の探査又は掘削その他の海底の利 用状況	第14条第1項第3号	第 3. 2 (3) 3) ①
自	水深		第14条第1項第4号	第3.2 (3) 3) ②ア
前	流沉		第14条第1項第4号	第3.2 (3) 3) ②ア
件	気象	及び海象	第14条第1項第4号	第3.2 (3) 3) ②ア
自然的条件の把握	把握	の方法 ※記載があれば個別に項目を立てなくてもよい	第14条第1項第4号	第3.2 (3) 3) ②イ
		想定海域の設定	第14条第1項第3号	第3.2 (3) 3) ③ア
	水環境	有害物質等による海水の汚れ (廃棄される海洋施設に殺生物性の ある防汚塗装が用いられている場合)	第14条第1項第3号	第 3. 2 (3) 3) ③イ a
	\ <u></u>	底質の粒径組成	第14条第1項第3号	第 3. 2 (3) 3) ③イ a
事	海	底質の有機物質の量	第14条第1項第3号	第 3. 2 (3) 3) ③イ a
前 評	底環	有害物質等による底質の汚れ (廃棄される海洋施設に殺生物性の ある防汚塗装が用いられている場合)	第14条第1項第3号	第 3. 2 (3) 3) ③イ a
価	境	海底地形	第14条第1項第3号	第 3. 2 (3) 3) ③イ a
海洋環境	海洋生物	付着生物を含む底生生物の生息状況 (廃棄海域において付着生物 の生息状況を把握することが困難な場合には、廃棄する海洋施設 に付着している生物相)	第14条第1項第3号	第 3. 2 (3) 3) ③イ b
影響調査		有害物質等による廃棄海域の代表的な魚類及び底生生物の汚染 (廃棄される海洋施設、機材等の内容物に係る有害物質及び防汚 塗装が用いられている場合の殺生物成分で、いずれも生物蓄積性 を有するものに限る。)	第14条第1項第3号	第 3. 2(3)3)③イ b
項目	生	藻場、干潟、サンゴ群落その他脆弱な生態系の状態(存在しない ことが明らかな場合には事前評価項目から外すことが可能)	第14条第1項第3号	第 3. 2 (3) 3) ③イ b
の現	態系	重要な生物種の産卵場又は生育場その他の海洋生物の生息又は 生育にとって重要な海域の状態	第14条第1項第3号	第 3. 2(3)3)③イ b
況		熱水生態系その他特殊な生態系の状態	第14条第1項第3号	第 3. 2 (3) 3) ③イ b
の把握	海	海水浴場その他の海洋レクリエーションの場としての利用状況 (存在しないことが明らかな場合には事前評価項目から外すこと が可能)	第14条第1項第3号	第 3.2 (3) 3) ③イ b
	洋の	海中公園その他の自然環境の保全を目的として設定された区域 としての利用状況(存在しないことが明らかな場合には事前評価 項目から外すことが可能)	第14条第1項第3号	第 3. 2 (3) 3) ③イ b
	利 用	漁場としての利用状況	第14条第1項第3号	第 3. 2 (3) 3) ③イ b
		主要な航路としての利用状況	第14条第1項第3号	第 3. 2 (3) 3) ③イ b
		海底ケーブルの敷設、海底資源の探査又は掘削その他の海底の利 用状況	第14条第1項第3号	第 3. 2(3)3)③イ b
	把握	の方法 ※記載があれば個別に項目を立てなくてもよい	第14条第1項第3号	第 3. 2 (3) 3) ③イ c
		影響調査項目に係る変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲並びにそ 側の方法	第14条第1項第5号	第 3. 2 (3) 3) ④
海洋	羊環境	こ及ぼす影響の程度の分析及び事前評価	第14条第1項第6号	第 3. 2 (3) 3) ⑤
その)他調	査結果に基づく事前評価に関して参考となる事	第14条第1項第7号	_

【ポイント】事前評価書の記載について

- ・ 廃棄海域及び廃棄方法が、当該廃棄海域の海洋環境の保全に著しい障害を及ぼすおそれが ないものであることを説明しているか。
- ・ 廃棄するものに有害物が含まれていないことを説明しているか。
- ・ 廃棄により想定される影響について説明しているか。